

令和3年6月21日6月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 山田 真一郎	2番 重信 好範	3番 増田 誠宏
4番 徳岡 真紀	5番 掛田 勝彦	6番 中原 秀樹
7番 月橋 寿文	8番 伊藤 芳則	9番 山村 恵美子
10番 穴戸 稔	11番 新田 真一	12番 藤岡 一弘
13番 横光 春市	14番 鈴木 深由希	15番 黒木 靖治
16番 藤井 憲一郎	17番 弓掛 元	18番 保実 治
19番 大森 俊和	20番 竹原 孝剛	21番 齊木 亨
22番 杉原 利明	23番 新家 良和	24番 小田 伸次

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 福岡 誠志	副市長 堂本 昌二
副市長 堀川 亮	総務部長 細美 健
経営企画部長 宮脇 有子	地域振興部長 中原 みどり
市民部長 矢野 美由紀	福祉保健部長 牧原 英敏
子育て支援部長 松長 真由美	市民病院部 事務部長 片岡 光子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中廣 晋	建設部長 秋山 和宏
水道局長 明賀 浩富	危機管理監 川村 道典
情報政策監 上谷 一巳	教育長 迫田 隆範
教育次長 甲斐 和彦	君田支所長 小田 邦子
布野支所長 長田 瑞昭	作木支所長 曲田 憲司
吉舎支所長 伊達 浩史	三良坂支所長 古野 英文
三和支所長 立花 周治	甲奴支所長 杉原 達也
監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 影山 敬二	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 池本 敏範	次長 明賀 克博
議事係長 原 仁彦	政務調査係長 石田 和也
政務調査主任 中田 秋子	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		<p>一 般 質 問</p> <p>山 村 恵美子</p> <p>宍 戸 稔</p> <p>黒 木 靖 治</p> <p>伊 藤 芳 則</p> <p>重 信 好 範</p> <p>藤 井 憲一郎</p> <p>藤 岡 一 弘</p> <p>掛 田 勝 彦</p> <p>徳 岡 真 紀</p> <p>齊 木 亨</p> <p>横 光 春 市</p> <p>新 田 真 一</p> <p>竹 原 孝 剛</p>

令和3年6月三次市議会定例会議事日程（第2号）

（令和3年6月21日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問
		山 村 惠美子…………… 43
		宍 戸 稔…………… 56
		黒 木 靖 治…………… 72
		伊 藤 芳 則…………… 85
		重 信 好 範…………… 99
		藤 井 憲一郎（延会）
		藤 岡 一 弘（延会）
		掛 田 勝 彦（延会）
		徳 岡 真 紀（延会）
		齊 木 亨（延会）
		横 光 春 市（延会）
		新 田 真 一（延会）
		竹 原 孝 剛（延会）


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前 9時30分——

○議長（新家良和君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日から3日間、一般質問を13人の議員が行います。この一般質問を行う3日間については、議事の関係上、会議の開始を9時30分としています。

また、今定例会は新型コロナウイルス感染症予防として、出席者のマスクの着用、マスク着用での発言、各議員の一般質問が終わり次第、約10分間休憩を取り、議場内の換気を実施いたします。さらに、3密の状態を避けることから、傍聴席についても一部制限をしております。御不便をおかけいたしますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は24人です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、新田議員及び藤岡議員を指名いたします。

この際、御報告いたします。本日の一般質問に当たり、宍戸議員、重信議員から資料を画面表示したい旨、事前に申出がありましたので、これを許可しております。なお、資料の内容については配付していますので、よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

また、暑いと思われる方は適宜上着をお取りください。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（新家良和君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

（9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 山村議員。

〔9番 山村恵美子君 登壇〕

○9番（山村恵美子君） 皆様、おはようございます。清友会の山村恵美子でございます。議長の御許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、三次市の文化芸術に多大な貢献を頂いたクリエイターであります、はらみちをさんと丸本 垚さんが、3月、5月、相次いで御逝去なされました。謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心から御冥福をお祈りいたします。お二人が残された芸術文化の功績を大切に次の世代へと届けていかなければならないと思います。

そして、新型コロナウイルス感染症ですけれども、広島県においては緊急事態宣言から脱出することはできたものの、市民生活の規制が少し緩められるとは思いますが、依然として新型コロナウイルス感染症の脅威にさらされ、社会全体が疲弊して、市民の暮らしは厳しい状況に置かれています。本市においても対策本部からメッセージが伝わっておりますけれども、今までの感染対策をしっかりと市民一人一人が守って、そして安心・安全な生活へ戻るよう努力しな

ければならないと思っております。ワクチン接種は進んでおりますけれども、全体に行き渡るまでにはまだかなり日数を要するようでございます。これからも、私たち一人一人本当に心がけて、感染防止を行っていかなくてはならない環境にあると思います。

コロナパンデミックとともに、人類にとって最も大きな課題であります、この先、私たちの地球を守っていくために、一刻もちゅうちょせず、持続可能な開発目標を立てて、この15年間進んでいこうというSDGsにのっとった取組が進められております。今までなおざりにされてきたことで、地球環境が崩壊寸前にある、社会問題が噴出して来る、それが現代であり、軌道修正のためのそれぞれの分野がSDGsで示され、全ては、誰一人取り残されない社会実現のために実行していかなければならない時代にあります。

今回は、国が法律を改正したり、制度を設けるなど、社会情勢から動かざるを得なくなった点について、これは全てSDGsの視点で捉えていくべき課題でありまして、本市としても今後どう取り組まれるか質問させていただき、議論を深めてまいりたいと思います。

それでは、質問の1に入らせていただきます。三次市立中学校の生徒指導規程について伺ってまいります。

本市における生徒指導規程、一般には校則と呼ばれているところが多いんですが、本市においては、全ての中学校で生徒指導規程になっておりまして、校則に同じとして質問をさせていただきます。広島県教育委員会の「生徒指導のてびき」には、校則についての基本的な考えが示されております。学校の校則は、本来、集団生活の場で児童生徒が安全でよりよい学校生活を送るための指針で、積極的な機能を有するものとされております。入学に当たっては、保護者にも校則の説明を十分に行って、理解を深めることが必要とあります。しかし、校則をめぐるしましては、全国でブラック校則などと表されておりまして、様々な問題点が浮き彫りになっております。

今月8日付で文部科学省が、この問題を重く受け止め、社会や時代の変化に合わせて見直すように求める通知を都道府県教育委員会に出されております。そして、この通知以前になりますけれども、中国新聞の5月17日の記事によりますと、問題意識はあるものの、都道府県と主要市区99教育委員会のうち、2017年度以降で各学校に校則の見直しを求める通知を出したのは僅か3割弱の28教委にとどまることが共同通信社アンケートで明らかになったとされております。中国地方におきましては、広島県教育委員会のみが見直すよう各学校に指導されたとあります。本市立の学校について伺いますが、通知の内容でどのような指導があったかをまずお伺いいたします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) 令和3年5月に中国新聞に掲載された内容に関しましては、令和元年8月6日に「生徒指導規程等の見直し等に関する調査について」と題しまして、広島県教育委員会から通知があったものでございます。この通知におきましては、各学校が定めている生徒指

導規程等は、児童生徒が安全でよりよい学校生活を送ることができるための指針として重要な役割を果たしており、社会や子供たちの変化に柔軟に対応しつつ、学校における教育活動や指導が一般社会と乖離していないか、定期的に点検、見直しを行うことが重要とされ、各校の生徒指導規程等の保護者、生徒への周知や見直し等の状況を把握するという内容でございました。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

[9番 山村恵美子君 登壇]

○9番(山村恵美子君) 指導の内容をお伝えいただきました。この内容について深めていきたいと思いますが、県教委の「生徒指導のてびき」第4章に校則という項目がございます、今、教育長御発言のおりの内容が書かれております。そして、この「指導のてびき」でございしますが、留意点が示されております。それぞれの項目について質問させていただきたいと思ます。

まず、留意点の項目、そのウにございます、校則の必要性や、校則の内容について児童生徒に討論させたり、児童(生徒)会活動で、校則について取り上げたりするなど、児童生徒が校則を守っていこうとする意識を育てることが大切だとあります。校則を自らが考え、提案して、実行できる年齢をと考えると、中学生には適切かと思ますし、主権者教育を行っていく上で、これは重要な教材になると思ますが、積極的に取り組ませていただきたいと思ます。本市立中学校ではどのように取り組んでおられるかお聞かせください。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) 議員おっしゃいますように、学校の決まりについては、生徒に自ら守ろうという意識を育てるといことはとても大切でございます。毎年度初めに、本市においては、どの中学校でも生徒指導規程を全生徒に、その意義でありますとか、あるいは内容を説明し、考えさせるという時間を取っております。中学校において、生徒総会とか、あるいはそれに向けた学級活動の時間がございしますが、そういった場でも、その意義や内容について議論をするという時間も取っております。

また、生徒会の自治活動として取組を進めているというところもございまして、生徒自らが服装でありますとか身だしなみ等についての啓発ポスターを作成して、廊下へ掲示をして、決まりをみんなで守ろうというような呼びかけ等も行っております。具体的に少し申し上げますと、例えば三次中学校や、あるいは十日市中学校では、生徒総会の場で生徒から出た質問に対して生徒会執行部が答えていく、決まりについて生徒同士で議論をさせるということで、生徒自身が学校の決まりの意義とか、あるいは大切さを考えるというふうな時間を取っているという例がございします。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

〔9番 山村恵美子君 登壇〕

○9番（山村恵美子君） それぞれの学校において、児童生徒がいろいろと自ら考え、そしてそれを行動に移せるような対策を取っておられるということでございますけれども、次の留意点でございますオにおきまして、必要以上に詳細な規定を設けたりすることがないように配慮する必要がありますとありますけれども、これは、現状の各学校の規定と合致するお考えでありますでしょうか、そのところをお伺いいたします。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 今の本市の中学校における生徒指導規程というのは、それぞれの学校にありますとか、あるいは生徒の実情、そしてそれぞれの地域の状況、また校風、そういった、学校がそれぞれ特色を生かしたものであるということで規定を設けております。したがって、必要以上に詳細な規定を設けるということにはなっておりませんし、それから、併せて、具体的に事細かに決まりをつくるというよりも、生徒自身がきちんと守っていくという趣旨の中で、そういったものをどうしていくかということを考えさせる、そういう決まりというふう理解をしております。

（9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 山村議員。

〔9番 山村恵美子君 登壇〕

○9番（山村恵美子君） お答えいただきました規定についての詳細というところでございますけれども、このところが全国的に問題になっているところでございます。特に三次市、それぞれの規定を読ませていただきましたけれども、ほとんどの学校で規定に入れられておりますが、頭髪や下着の色について、頭髪など特に、男女別に規定を設けておられます。このことが非常に今、全国的に問題になっているのは、児童生徒の人権が守られていないのではないかとこの考えがあります。このことについて、詳しい規定を設けておられることに対して、どういうふうにお考えになるかお伺いいたします。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） いわゆる頭髪でありますとか、あるいはカッターシャツ、制服のシャツの下につける下着という意味での下着ということでございますけれども、これについては、それぞれに極端に華美なものとならないようにという定めはしております。これにつきましても、見直し等も今、先ほど通知にございましたことに基づいて、見直しを随時しているという学校もございまして、具体的に変更したり、あるいは考えさせるというような中で、意味を考えて、確認していくというようなところもしているところでございます。

いずれにしても、生徒あるいはまた保護者の意見も聞きながら、必要以上に細かく決ま

りを定めるということではなくて、一般的に認められる範囲内において、そういった決まりを定めるということは大切なんだろうというふうに思っております。もとより生徒の人権を守っていくということは当然に重要なことだというふうに考えております。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

[9番 山村恵美子君 登壇]

○9番(山村恵美子君) 頭髪、髪長さですとか、長い場合、女性の場合は髪を1つに束ねるといふようなこと、こういうところも、本当にそういう細かい規定でいいのかどうかということも、これからまた生徒さん、あるいは保護者の皆さんとしっかりお考えいただきたいと思えますし、1つ、下着の色に関してですが、下着の色をチェックするには見る必要があるといふか、そういうチェックの仕方が全国で問題になっているのは、教室で教職員の方が下着の色を見るためにのぞき込むといふような事例があったと聞いております。本市においては、下着の色のチェックということをどこまで厳しくやられるのか、あるいは生徒自らがそこを自分で持して、ちゃんと対応していくような対応を取っておられるのか、そのところ、現状をお伺いいたします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) 先ほど申し上げましたように、生徒の人権を守るということとはもとより大変重要な視点でございますので、事細かにチェックをしているとか、あるいはまた具体的に見るといふようなことは、しているということとはございません。衛生面とか健康面を考えて、そういった下着を着用するといふようなことについては一定の指定をしておりますが、例えば大きな柄が入っているようなTシャツとか、あるいは見るからに目立つような色になっていると、一定の、やはり教育という活動するに当たって、それにふさわしい服装といふようなことをお互いに考える中で確認していくということ、あるいはまた声かけや呼びかけを生徒と一緒にしていくといったようなところを大事にしているということでございます。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

[9番 山村恵美子君 登壇]

○9番(山村恵美子君) 今はやはり点検、チェックはしていないということで、明らかに目立つ下着といえますか、制服の下で服装であったら注意をするといふようなことではございましたけれども、これは本当にデリケートな問題でございますから、子供たちに必要以上の精神的な負担を与えないように、これからはしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

今まで御説明いただきました校則に対する取組でございますけれども、生徒指導の留意点エについて、校則の内容、指導が常に適切なものであるために、適宜その見直しを行うことが大切だとありますが、今、現状を説明いただきましたけれども、各学校において、それぞれの

生徒児童が取り組んでいたり、あるいは各学校におけるPTA総会などで保護者から意見があれば、見直し等を考えるとお聞きしましたが、実際、市内の規定というものが変わっておりませんよね。数年来、変わっていないと思うんですけども、なかなか保護者にしても、児童生徒からにしても、意見が出ていないのかどうかと思うところはあると思いますが、これが数年前から社会問題として提起されておりますし、今回の文科省の通達に、各校の校則を実態調査して、改定に即した教育委員会の具体例なども示して、積極的な対応を要請されております。県内の学校もニュースに取り上げておられますけれども、安田女子中高等学校では、生徒みんなが考えて校則を変えると、そして、忠海学園においては、住民や有識者でつくる検討委員会が立ち上がって、そこが児童生徒や保護者にアンケートを実施して、思いや社会情勢を反映させて見直す提言を今取りまとめておられるということでございます。

見直しを行っている先進事例もある中で、今後、三次市の教育委員会が、情報提供や問題提起など、リーダーシップを取って積極的に関わっていく一場面があってもいいと思いますが、そのことのお考えをお聞かせください。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) 令和元年の8月6日に県教委から通知がございましたものに基づいて、本市においても、平成30年度の4月以降で、12中学校中8校は具体的に見直して、そして改正、あるいは改善という形にしているということがございます。また、令和元年度以降、また確認をしましたところでも、12校中9校、改善、あるいはまた見直しということをしているところでございます。具体的に申し上げますと、例えば先ほども下着というふうなことがございましたけれども、例えば一定の制限を設けていたものから緩やかなものにしていくとか、あるいはまた制服についても、女子生徒もスラックスを着用できるように見直した、つまり男子、女子の表記をなくしたというようなところも3校ございます。あるいは、ソックスについても男女で違いがあったというふうなものを統一したと、それから部活動等についても、今、一律全員入るというふうなことから、いろんな地域で活動していく中で、全て入らないでもいいと、そういうふうに生徒自身が見直したい、あるいはまた変えていきたい、そういったものについての提起を受けて、また保護者とともに協議をし、学校として校長が決定をしたというような具体的な例もございます。したがって、今回も、通知を頂いておりますけれども、学校を取り巻く社会環境や、あるいは生徒の状況というのは常に変化をすることがございますので、生徒指導規程の内容は絶えず積極的に見直すということは必要だと考えております。

見直しをする際には、議員もおっしゃいましたように、生徒が話し合う場、あるいはまた保護者アンケート、そういったものも取っていくなど、生徒や保護者の意見を反映するというところで、生徒指導規程に対する理解を深めるということと併せて、しっかり自分たちで守っていくという、そういった態度を養うということにもつながるというふうに思っております。

教育委員会といたしましても、今回頂いた通知というふうなことで具体的な改善事例という

ものも示していただいておりますので、そういったことも引き続き学校に示しながら、常に見直しをしていく、あるいはまた学校が安全に安心して、そしてみんなにとって過ごしやすい学校にしていく、そういったまた学校づくりにつなげていくよう指導してまいります。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

[9番 山村恵美子君 登壇]

○9番(山村恵美子君) それぞれの学校で、それぞれに規定の見直しなど、行われているということでございます。特にスラックスの問題なんかございましたけれども、やはりこれからはジェンダーギャップをいかになくしていくかということも大きな取組に、必要になってくることだと思いますので、これからもどんどん積極的に見直し、あるいは新しい内容の取組というようなことも含めて、指導をお願いしたいと思います。

次に、ヤングケアラーの支援についての質問に移ります。

福祉国家であるはずの我が国でございますが、社会の中で様々な格差が生まれ、特に新型コロナウイルス感染症が拍車をかけ、子供の生活に大きな影を落とし、子供の貧困問題が拡大しております。そういう中で、今、子供、若者が、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている、学業や仕事を犠牲にして家族の世話をし、自分の人生を犠牲にしてしまうヤングケアラーの社会問題が表面化してまいりました。学業不振、不登校の原因も、このことに由来する事例がございますし、若い女性が介護に疲れて祖母を殺害するという悲惨な事件までも起こり、国もやっと本腰を入れて、この支援策へ取組を始めております。

本年3月から、厚生労働省と文部科学省が共同で、ヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームを立ち上げ、4月12日、令和2年度ヤングケアラーの実態に関する調査研究の報告を行い、その後、当事者である子供や関係者にもヒアリングを進め、5月17日、取りまとめの報告がなされております。プロジェクトチームが報告をまとめるためのデータ抽出には、全国調査を三菱UFJリサーチ&コンサルティングが事業受託され、3月にはヤングケアラーの実態に関する調査研究を報告書として提出されておりました、それを基に、国のプロジェクトチームでの報告がなされております。このコンサルによるリサーチは、各市区町村の要保護児童対策地域協議会、そして子供本人、そして学校を対象に実態調査を行ったと記載されておりますけれども、本市におきまして、実態調査がなされたのであれば、調査状況と結果の内容がどのようなものであったかお伺いたします。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 松長子育て支援部長。

[子育て支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て支援部長(松長真由美君) 本市も、厚生労働省が令和2年度に行った子ども・子育て支援推進調査研究事業、要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査に協力し、回答したところでございます。本市の回答の概要といたしましては、調査研究報告書の要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケ

ート調査結果の多数回答とほぼ同様でございます、ヤングケアラーと思われる子供が数人ケース登録されている、要対協としてヤングケアラーという概念を認識している、ヤングケアラーの実態を把握できていない理由は、家庭内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しいことや、その子供自身やその家族がヤングケアラーという問題を認識していないことが挙げられます。また、ヤングケアラーと思われる子供の対応につきましては、他の要保護児童と同じ対応をしているというところが内容でございます。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

[9番 山村恵美子君 登壇]

○9番(山村恵美子君) 結果も全て今お答えいただきまして、ケース登録、アンケート調査とほぼ同様ということで、家庭内のこと、実態はなかなか把握できない、そして対策としては、要保護児童と同じ対応を取っているということでございますけれども、この国のプロジェクトチームにおきまして、ヤングケアラーを支援する新たな制度を整備して、推進していくと発表されました。その発表の内容といたしますのが、国においては、既に幼い兄弟の世話をするケアラーへの対応として保育サービスの支援があるが、さらに、新しく家事や子育てを支援する体制の整備も必要と判断されている、そして、ひとり親家庭への生活支援の推進もさらに検討する、そして、相談体制にも問題があり、相談窓口を明確にする必要性を指摘、当事者であった人が相談対応に当たるピアサポート事業への支援を進め、さらに、アクセスしやすいSNSの活用も求めていくとございます。都道府県でさらなる実態調査を進めて、教育、福祉、介護担当者が合同で研修を実施することも各自治体に求め、各機関が連携できるよう支援マニュアルを作成するとしております。

このマニュアルですが、既に神戸市においては、5月にこども・若者ケアラー支援マニュアルを作成されて、国のプロジェクトチームが示した指針などを基に具体策を打ち出して、進めておられます。本市においては、今までにも子供の実態は、貧困問題などと重複して、今、あったというお話がございますが、これを把握されているなら、その具体の対策を取られたことがあればお答えいただきたいのと、今後の支援体制やこれからの取組について、お考えを伺います。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 松長部長。

[子育て支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て支援部長(松長真由美君) 今回の国の調査において、中学生、高校生にアンケートを行ったことにより、ヤングケアラーの実態が見えてきました。ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるにも関わらず、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくく、現状把握がしにくいことが課題として挙げられます。また、ヤングケアラーの社会的認知等が低く、支援が必要な子供がいても周囲の大人が気づくことが

できない状況もあるとされています。本市におきましても、これらと同様な課題があると思われまますので、教育委員会と連携しながら、社会的認知度を高めるための広報、啓発や実態把握を行う必要があると考えているところでございます。議員おっしゃるように、国の支援策については、具体的なものが近々に示されてくるであろうと思っておりますので、その動向を注視しながら、市として方向を考えていきたいと思っております。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

[9番 山村恵美子君 登壇]

○9番(山村恵美子君) 今、部長説明いただきましたように、ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくいということで、社会的認知度が極めて低く、支援が必要な子供がいても、子供自身や周囲の大人が気づくことができない現実があるとされております。このことにつきまして、報告においては、どういうところで見えない部分ができているかということ指摘されておまして、教職員の場合におきますと、子供と接する時間が長く、日々の変化に気づきやすい立場にはあるけれども、ヤングケアラーの概念の周知が十分でないとの指摘がございます。

また、介護する家族がある場合、中高生でも、福祉機関や専門職から、その家庭の介護力と見られてしまい、しかも大人の介護者と同等に扱われているために、ヤングケアラーによる介護がなされることを前提とした福祉サービス等の利用調整が行われるケースがあるとの指摘もでございます。この指摘におきまして、ヤングケアラー支援において、国では社会的認知度の向上が急務であることから、今、部長もおっしゃいましたけれども、来年、2022年度から2024年度までを認知度向上の重点期間として、国による具体の取組が進められることになっております。

また、この取組の中には、日頃から地域学校共同活動やコミュニティ・スクール等において、学校と関わりのある地域住民の理解を得ることにより、地域全体での子供を見守る体制づくりのための連携、理解促進を図る必要があるとされていて、児童委員や子ども食堂の運営者、あるいは家庭教育支援チームなど、民間の目で発見、把握することが非常に重要であると報告にございます。そうした支援者に対しまして、各地方自治体が行うヤングケアラーに関する研修を推進するとともに、ヤングケアラーの周知に取り組む地方自治体を応援し、学ぶ機会を確保するとされております。ここまで具体的に踏み込んで指摘されておりますので、ぜひこの先、取り組んでいただきたいと思いますが、それぞれやはり市民との協働というところで、市民に対しても認知度向上の重点目標を届けていくことが必要かと思っておりますけれども、その辺に関しまして、今後取り組んでいく姿勢はどのようにお考えかお伺いいたします。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 松長部長。

[子育て支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て支援部長(松長真由美君) 議員がおっしゃいましたように、先般、国のヤングケアラー

の支援に向けたプロジェクトチームが報告書をまとめ、今後取り組むべき施策として、1、早期発見・把握、2、支援策の推進、3、社会的認知度の向上とされたところでございます。早期発見・把握のためには、地方自治体単位で実態把握を行うことが有効であり、学校や関係機関が連携して実態把握を行うこととされていることを受けまして、本市としましては、今後の国の施策の動向を注視しながら、ヤングケアラーの早期発見・把握につなげるため、まずは啓発活動に取り組むこととしております。

また、具体的な支援体制でございますけれども、現時点では、要保護児童対策地域協議会、三次市すくすくネットワーク協議会の中で関係機関等と連携、情報共有しながら、必要な支援につなげていくように考えているところでございます。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

[9番 山村恵美子君 登壇]

○9番(山村恵美子君) すくすくネットワークなどでヤングケアラーの当事者である子供たちの発見ということで、1つに、大きな問題は、やはり福祉サービスに関して、子供が福祉力になってしまっているという現状、これもやはり全国的には数あるとお伺いしまして、子供たちが学校の生活、クラブ活動ができない、修学旅行にも参加できない、友達との交流ができない、学ぶ機会を失われているという現状がございます。青春を謳歌することのないまま社会に放り出されて、そういう現実を行政はしっかりと受け止めていただきたいと思います。それから、やはり細やかな支援ということでは、国の施策を待つのではなくて、今も行っていただいている状況ですけれども、さらにそういう子供たちに対しての発見、あるいは支援をしっかりと行っていただいて、やはり誰一人取り残されないという、その精神の下に、これからの子供に対する福祉を進めていただきたいと思います。

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。福祉避難所の新たな受入れ制度について伺ってまいります。

災害時要援護者に、一旦は一般の避難所へ避難していただいて、その後、状態によって福祉避難所へ移動していただく、本市での現在までの対応は、本人と介護、介助する方にとって大変な負担を強いるものでございまして、安心・安全な避難を確保できないことを、私自身も30年の西日本豪雨の際に体験いたしました。全国でも多くの福祉避難所への受入れができない事例がございまして、避難行動に関して課題であると認識されております。私も以前、福祉避難所への直接避難を提案させていただいたことがあります。本市においては現在まで実現しておりません。福祉避難所への直接避難ができない、そのことについて、なぜ今まで受け入れられなかったか、今までの対応の理由をまずお伺いしたいと思います。

(危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 川村危機管理監。

[危機管理監 川村道典君 登壇]

○危機管理監(川村道典君) 現行の市の避難所マニュアルにおきましては、高齢者や障害がある

方などの避難行動要支援者につきましては、議員御指摘のとおり、基幹避難所等において、福祉避難所への避難を要する方かどうか、個々にスクリーニングを行い、施設側に受入れを要請することを基本としております。ただ、平成30年7月豪雨以降、運用を見直しまして、本人の状態や住居の災害危険度、施設の了解等の条件がそろえば、市の災害対策本部へ連絡いただいた後に、自宅から直接福祉避難所へ避難することも認めさせていただいております。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

[9番 山村恵美子君 登壇]

○9番(山村恵美子君) 直接の避難も認めているということでございますけれども、これはなかなか、市民の方全てに行き渡っているかといえば、そうではないと思います。30年以降、大きな災害が発生しておりませんので、そここのところの対応はどうかと考えておりますけれども、まだまだやはり個別の対応であって、全体的な、福祉避難所へ避難が大切な方の全体の把握、それから、その全体数をどういうふうに福祉避難所へ割り振っていくかというような体制づくりはまだ出来上がってはいないかと思っておりますし、そういう御報告を受けたこともないと感じております。

国の政策、ちょっとこれは長くなりますけれども、遡りますと、1961年に災害対策基本法が制定されて以来、1980年頃から災害弱者が認識されるようになりまして、2005年には集中豪雨等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関わる検討会におきまして、災害時要援護者の避難支援ガイドラインが作成されまして、方針が示されております。2011年の東日本大震災以降、災害弱者への支援の見直しが急務とされ、2013年には災害対策基本法の改正で避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針が策定されました。そして、避難行動要支援者名簿作成が義務づけられました。そして、内閣府におきます2019年の台風19号を踏まえた高齢者等の避難に関するワーキンググループの提言が令和2年3月に取りまとめられておりまして、続いて、制度的な論点を議論したサブワーキンググループからの提言が昨年12月に取りまとめられております。その提言により、災害基本法が今年3月に改正され、5月20日から施行されたことを受けまして、市町村が事務を行う際の参考とするよう、これまでの福祉避難所の確保・運営ガイドラインが改定、公表されております。改定の趣旨として、指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入れ対象者を調整して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化すると定められました。

本市においては、3月に三次市避難行動要支援者名簿に関する条例制定がありまして、名簿作成及び避難支援等関係者への名簿情報の提供に関し必要な事項が定められ、避難支援等を実施するための個別支援計画作成の推進に努めるものとしてされておりまして、さらに、法改正に伴いまして、今定例会では条例変更として、個別支援計画から個別避難計画に変更する議案が上程されております。この個別避難計画を速やかに作成することによって、本人及び御家族の意思決定に沿った避難支援が、災害時要支援者の福祉避難所への直接避難が可能となり、要支援者の安心・安全につながると私は確信いたしますけれども、これに向けて、今後どのよ

うな取組をなさるかお伺いいたします。

○議長（新家良和君） 川村危機管理監。

〔危機管理監 川村道典君 登壇〕

○危機管理監（川村道典君） 国におきましては、議員御紹介の福祉避難所に関するガイドライン、これが改定されました。また、法的には、5月に災害対策基本法施行規則が改正され、指定避難所の受入れ対象者をあらかじめ指定いたしまして、本人とその御家族のみが避難する施設であることを公示するという制度を創設されております。これによりまして、要支援者があらかじめ福祉避難所を特定し、直接避難することの法的根拠が整ったというふうに考えております。

また、同じく災害対策基本法の改正によって、市町村は要支援者ごとに個別避難計画の作成に努めることが義務づけられました。今後、民生委員や自主防災組織、居宅介護支援事業所等の関係者と連携しまして、要支援者の個別避難計画の作成に向けた取組を進める中で、要支援者の状況等によっては、あらかじめ特定の福祉避難所を避難先として定めることもあり得るというふうに考えております。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） ただいまの個別避難計画のやり取りでありますけれども、三次市も、そういった要配慮者と言われる妊産婦であるとか、あるいは高齢者、あるいはハンディキャップをお持ちの皆さんを、災害時にどうやってケアするかといったようなことについては、ホテル、旅館組合の皆さんと協定を結んでおりまして、いざそういうときには、そちらのほうに速やかに誘導するといったような協定を去年の6月に結ばせていただいております。そういった協定も有効に活用しながら、配慮が必要な皆さんに対してのケアを今後継続的に行っていく中で、本当に誰一人取り残さないといったような視点で、今後も、万が一の災害発生時においても、備えていきたいというふうに考えています。

（9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 山村議員。

〔9番 山村恵美子君 登壇〕

○9番（山村恵美子君） 今、福岡市長に御答弁いただいたように、旅館組合などとの協定というのは非常に有効であると思います。やはり障害を持つ方など、個々のお部屋に避難していただくというのが、本当に心穏やかに避難生活を送っていく上で重要なことだと思っております。これからも、やはりその箇所も増やしていただき、それから個別避難支援計画、こちらも早急に整えていただいて、本当にお一人お一人、援護が必要な方が安らかな避難生活を送っていただけますように取り組んでいただきたいと思います。

国のほうも先進事例、取組を発表しております。各自治体で実績が上がっております。新潟県上越市では、あらかじめ行政が福祉避難所への直接避難の必要がある人に聞き取り調査を行って、直接避難の体制を整えておられる、こういう細やかな取組も必要かと思っております。そして、

市長の今のお答えにもございましたけれども、障害がある子供さん、こちらのほうも福祉避難所への直接避難、これは保護者の働きかけによって、早急に体制を整えられているということ。それから、熊本市においては、平成28年度熊本地震の際に障害児童と家族が指定避難所に行くことができなかった、こういう事例が発生しまして、特別支援学校と協定を結ばれております。本市には特別支援学校がございませんけれども、支援学校のほうに通っておられる児童の方も、生徒の方もいらっしゃいます。これは、支援学校のほうともまた協定のことも考えていただきたいと思っておりますし、本当に広く受入れ体制をこれから進めていただきたいと思っております。

次に、難病の方の避難に関して質問をいたします。

内閣府の福祉避難所の確保・運営ガイドライン改定によると、要配慮者等は、災害において、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者と定義されておりまして、その他配慮を要する者として、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、医療的ケアを必要とする者等が想定されていると記載されておりますけれども、総務省消防庁の調査では、避難行動要支援者名簿に難病患者を掲載対象としているのは、名簿を作成した市町村の6割にとどまっているという結果が出ております。本市の条例においても、避難行動要支援者の範囲に難病患者という言葉が明記されておられませんけれども、掲載についてどうお考えかお伺いいたします。

(福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 牧原福祉保健部長。

[福祉保健部長 牧原英敏君 登壇]

○福祉保健部長(牧原英敏君) 難病の方の要支援者名簿へのリストでございますけれども、まず、難病の方の情報につきましては広島県の保健所の業務となっております、こちらのほうで情報を所管されております。広島県のほうでは、災害基本法に基づきまして、難病の方の情報について、市町からの要請により情報提供されるという方針を示していただいております。本市では、難病の方が県保健所に難病に関する認定申請等をされる場合に、広島県のほうとも協議しております。県のほうからは、市町が作成いたします避難行動要支援者名簿の基礎資料として、申請内容が使用されることについて同意することが記載をされました。災害時支援のために県と市町が情報を共有できるという協議を進めております。

また、難病の方につきましては、市の避難行動要支援者名簿に登録し、避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、希望される方への個別避難計画を作成する等の対応を今後進めてまいりたいと考えております。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

[9番 山村恵美子君 登壇]

○9番(山村恵美子君) 今、部長お答えいただきましたように、積極的にこれから取り組んでいただけたと思いますが、厚労省のほうの指定難病としているものが300を超えているという現状がございます、その中には働ける人もいて、症状は様々であるから、一律に掲載するのは困難という自治体の考えが広くあるということも指摘されておりますけれども、日本難病・疾

病団体協議会によると、目に見えない痛みや腫れや倦怠感、極度の胃腸障害など、外見上分かりにくい症状を抱えている患者さんが非常に少なくないということを指摘されております。今、部長のほうから、こういう要支援者名簿に載らない方の対応も発言いただきましたように、広島県の保健所ともタイアップが必要かと思いますが、ぜひともその辺の情報を把握されて、本当にお一人お一人が安全に避難できるような対策を、これから個別計画が進んでいきますから、それにしっかりと記していただくような取組を進めていただきたいと思います。

本当に全ての今日の質問は、いわゆる取り残されている、取り残されそうな人たちに、どう行政が支援していくかという質問をさせていただいております。誰一人取り残さない世界のためにしっかりと行政が動き、そしてリーダーシップを取って、市民生活を安心・安全に守っていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（新家良和君） この際、議場の換気作業のため休憩いたします。再開は10時35分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時22分——

——再開 午前10時35分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（新家良和君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 宍戸議員。

〔10番 宍戸 稔君 登壇〕

○10番（宍戸 稔君） 皆さん、おはようございます。清友会の宍戸 稔でございます。議長のお許しを頂きましたので、6月定例会一般質問を行わせていただきます。

まず最初に、先ほどもありましたように、文化功労者であります、はらみちをさんが92歳で、また、丸本 堯さんが76歳で亡くなりました。御逝去を悼み、御冥福をお祈り申し上げたいというふうに思います。

それでは、最初に、三次市の伝統文化の継承についてということで御質問させていただきます。

まず最初に、行政として現在把握されている三次市の伝統文化というものはどのようなものがあり、どのような課題があるのかというところをまずお聞かせ願いたいというふうに思います。

（教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 甲斐教育次長。

〔教育次長 甲斐和彦君 登壇〕

○教育次長（甲斐和彦君） 歴史と伝統の中から生まれ、大切に守り、伝えられてきた伝統文化は、

文化財の分類としては民族文化財と呼ばれておりまして、三次市には現在、有形民俗文化財8件、無形民俗文化財14件があります。無形民俗文化財の14件の中には、広島県無形民俗文化財の伊賀和志神楽「鈴合わせ」、あるいは辻八幡の神殿入、三次鶺鴒の民俗技術などがあります。三次市の指定には、神楽や田楽、その他年中行事などがあります。生活様式の変化や人口減少などにより担い手が少なくなってきたことは事実でありますけれども、それぞれ地域で伝承されてきた民族文化を継承するために、それぞれ取組を進めていただいておりますけれども、市としても、これを後世につなぐことで行政としての役割を果たすと、こういったことに取り組んでいくかということ、これが課題であるというふうに考えております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 有形、無形、22の伝統文化があるというお答えで、それぞれの中で継承の問題もあるということでした。今回私は、特にその中で、三次人形の継承ということでお伺いしたいというふうに思います。

広島県の伝統工芸品に指定されている三次人形の6代目窯元の丸本 壺さんが今年3月に、先ほど言いましたように、76歳で亡くなりました。三次市の代表的な伝統工芸品である三次人形への思いは、市民の心に象徴として根づいているものと考えます。市においても、国際交流の贈物として使われているものでもあります。丸本さんが亡くなられたことで、三次人形の制作は今後どうなるのかという心配をされている市民の方は多いというふうに思います。そこで、市として、行政として、制作技術の継承ということでの考えをお伺いしたいというふうに思います。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 三次人形の丸本 壺さんが3月14日に御逝去されたということですのでございまして、この6月の初日の行政報告の冒頭にも、私のほうからその思いの一端を述べさせていただきましたけれども、改めて、これまで三次人形を通じて三次の伝統文化を守り、そして育てられた丸本さんの御功績に対して心からたたえるとともに、謹んで哀悼の意を表させていただきますというふうに思います。

3月14日以降、約3か月が経過している中であります。これまで、6代にわたって長く三次人形を支えてこられました。それは、文化を守るという側面もあり、あるいはなりわいとして、これまで三次人形を守ってこられたというような背景もあります。次の世代の継承をどうするのかといった、そういった問題については、行政から積極的に口を挟めないといったようなところもございまして、かといって、これまで三次人形が今日まであるということは、多くの三次市民の皆様も、今後一体どうなるのかといったような心配の声も寄せていただいているといったようなこともありますので、少し経過を確認しながら、御家族であるとか関係者の皆様と

しっかりと今後のことについて対話をしていきたいというふうに考えております。市としては、この伝統文化が地域の誇りとして息づくよう、引き続き広報を通じてしっかりとアピールし、そして次世代に伝える取組というのにつなげていきたいというふうに考えております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 次世代に取り次ぐということで、三次人形、今あるものを残していくという側面と、三次人形を制作しながら残していくという面というふうにあると思うんですね。その制作面において、やっぱりここで制作が途絶えたらいけないのじゃないかというのが皆さんの非常に強い思いなんです。そのことに対して、難しい問題だと言われましたけども、やはり三次市を代表する伝統工芸品と、県の指定も受けていると、県の無形文化財としての指定も受けているという中において、ぜひこのことは下に置かないで、関係者というか、身近な人も含めて考えるべきだというふうに思いますので、市長も先般の中國新聞に、丸本さんに新たな継承の取組を提案しているところだったというコメントも寄せられているんですね。ですから、そのことは同じ気持ちだろうと思うんです、市長と市民の思いは。ですから、具体的な行動を、教育委員会等も含めて考える必要があるのではなからうかというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐教育次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 制作技術の継承ということでありまして、現在、広島県にも相談をしながら、広島県も心配をしてくださっております。先ほど市長が申しあげましたように、今後、御家族の皆様、関係者の皆様、そして幅広く三次人形の話もしまして、制作技術の継承というところを検討していきたいということで、今後の検討課題であるというふうに考えております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 三次人形、160年ぐらゐの歴史があるというふうに分かせていただいておりますけども、3月の初節句に子供の誕生を祝い、また成長を願って贈られるということで、江戸時代からそういうしきたりがあり、今のこの現代にも伝わっているということなんです。丸本さんが制作されている、筆を使って絵づけをされているところが冬の風物詩というふうなことでございます。ですから、広く伝わっているというふうに分かるとは思いますが、また、3月にはひな壇に三次人形を飾られる家もあると、本通りにもそういう三次人形を飾られるというものが残っている。これはやっぱり三次市の宝だと、地域資源だというふうに分かるとは思いますが、このものがどういふ形で残っていくか、今あるものが残っていくことだ

けではいけないと、繰り返しになりますが。君田町にありますけれども、櫃田というところに三十番神ということで、子供の守り神ということで、田和瀬番神というのと寺原番神という2つの番神さん、地元で「番神さん」「番神さん」と言うんですけども、そこへ三次人形を持って、子供の成長と病気にならんようにということでお参りするということも、君田、また君田外からも、そこに三次人形を持ってこられていたというような歴史もあります。そういう意味においても、ぜひ三次人形の制作における継承というのを考えてもらいたい。

よそには副市長の全国公募というのがありましたけども、やっぱり公募というようなことも、身近な人との相談というのもありますけども、考えられるなり、博多人形なんかは養成所というようなところもあります。そこら辺も含めて、広く、工芸大学の関係とか、そういうところに当たるといふようなこともありますので、そこら辺のお考えというのがあれば、今、最後に伺わせていただきたいというふうに思います。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 全国公募の御提案を今頂いたところなんですけれども、やはりまず第一に確認しなければいけないのは、その次の世代を、どなたが受け継がれるかといったようなところであります。やはり段階を踏んで、そういったいろんな手段を想定しながら、対話をしながら、後継者についてはどうするのかというところを進めていかなければいけないというふうに思っておりますので、今の御提案については受け止めさせていただきたいというふうに思います。

私個人としては、やはり思うのが、宍戸議員と同じように、この人形の制作技術については継承しなければいけないというふうな強い思いでおりますので、その点については、しっかりと対話をしながら進めさせていただきたいと思います。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 慎重に進めていっていただきたいと思っておりますし、必ず形として表していただきたいというふうにお願ひしまして、次の質問に移らせていただきます。

大きく2番目の項目でありますけども、三次市ふるさと学生応援事業についてお伺ひさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、今、帰省等が困難となっている学生のふるさと三次への意識の醸成と三次産農産物のPRを図るため、三次市出身で市外在住の大学生などに対して、三次産の農畜産物等を活用した特産品を送るという事業ですが、今年の4月15日から5月末まで行われたということでもあります。大変いい取組だというふうに評価しております。1か月半の取組であるわけなんですけども、その取組の状況というのはどうだったかということ、その反響、昨日の中国新聞の投稿欄にも、尾道のほうの学生さんから投稿があったと、見

させてもらったんですけども、なかなか好評のように、その面だけ見れば思うんですけども、状況はどうなのかというところをお伺いさせていただきたいというふうに思います。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣産業振興部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 三次市ふるさと学生応援事業の実施状況でございますけど、申請を頂きましたのが611件ございました。そして、6月14、15、この両日にかけて応援物品を発送しております。先ほど議員が御紹介いただきましたように、今、10件程度、実際に学生のほうから電話であるとかメール、そういったところから感謝の言葉、お礼の言葉というのを寄せられております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) ですから、10件の意見というのは、好評ということによろしいですね。今、資料で画面表示されていますけども、20品目ぐらいですかね。このものが三次の産物だったというのを知らなかったと、改めて認識したというようなことの思いも書いてありましたし、私が聞くのにも、期間が1か月半というようなところは、どうしてこういう短い期間、もうちょっと長くしてもらって周知を図る必要が、あってもよかったのではないかなというような声もあるんですけども、その点はどうなんでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 期間については、4月15日から5月31日という設定をさせていただきました。物の調達の期間ということもございますが、発送業務を、ふるさと納税の返礼品を扱っている暮らしサポートみよしにお願いしております。やはりそこの事業調整というのもございますし、あと、産品も季節的な感というものは、オリジナルと夏場にかけてまでのものというものではございませんが、一定程度事業者さんにも協力を頂きながら準備をして、それで間に合う、そして、あまり間を置かずに発送したいという思いもございまして、この期間を設定し、6月には発送していきたいという思いで、この計画どおり送らせていただいたというのが状況でございます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 今後の取組についての考えをお伺いするんですけども、現在、コロナ関係の地方創生の臨時交付金があるので、そのお金を使ってやっているんだということなんでしょうけども、これを定着させていくようなことが考えられる、コロナがいつまで続くかという

のもあるんでしょうけども、私は、コロナばかりに限らず、三次を思う、郷土を思う、ふるさと三次を思う気持ちを醸成させる1つのいい例じゃないかなというふうに捉えたんですね。何も、三次産農産物のPRだけに限らず、そういう面で、地域振興の部分の人口減少対策、そういう地域振興部との連携に基づいて、この事業を何らかの形で続けていくということは考えられないのかというところを思うんですけども、いかがでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) この事業の継続についてということではございますが、先ほど議員も言われましたように、今のコロナウイルスの感染症により帰省等が困難な学生に対して応援をするという事業でございまして、財源につきましても、新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金を充てているということで、今回限りというふうには思っておりますが、今回、応援物品を送る際に、市からの情報提供を望みますかという問合せもしております。そうした中で、約3割の方が情報を入手したいというお答えを頂いております。そうした中で、やはり三次市から就職であるとか定住の案内であるとか、そういった情報を今後発信していく、そして三次の情報を届けていく、そういったところで、こういった学生とのつながり、そういったところをつなげていきたいというふうに考えております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 臨時交付金に限らず、地方創生交付金というのはあるんだというふうに思うんですけども、特定財源がないから、これはもういつかの事業だということの捉え方はちょっともったいないなというふうに思うんですね。今、情報の提供と言われましたけども、19自治連さん、それぞれ自治連の広報紙を出されておりますね。そういうのも入れてから、やっぱりふるさとの匂いを感じられるようなものを送るといいですか、それで、三次に帰ってほしいと、帰りたいというようなことを、醸成を図るといえるのは、こういう事業を通して、私はやっていけばいいんじゃないかなというふうに思うんですね。その点、産業振興部だけで考えるんじゃないし、財政のほうがあるんでしょうから、財務のほうも含めて、地域振興部も絡めて考えるというのは、私はいいことだと思うんですけども、市長、どうなんですかね。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 先ほどから議論がありますように、三次市ふるさと学生応援物品については本当に大きな反響があると、中國新聞に掲載されている学生さん、あるいはSNSで自ら「三次市からこんなものをもらったよ」というようなことを写真つきで発信される皆さんであるとか、本当に私のSNSにも「ありがとう」というメッセージを頂いたり、いろんな面で、

三方よしといったような政策的な面があるなというふうに感じさせていただいております。確かに財源的な措置をどういうふうにするのかといったことはありますけれども、やっぱりこういった郷土愛につながる事業ということでも確認をできましたし、また今、この事業を通じてアンケート調査というのも実施しておりますので、そのアンケート調査等々も参考にしながら、今後の事業については、どういうふうに組み立てていくかということの参考にさせていただきたいというふうに思っております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 今回は学生さんを中心に、平成7年から平成15年生まれの方ということで、18歳から26歳という本当に若い人を対象にということなんですけれども、こちらに実家があって、家族が出られている、親戚が出られている、あるいは知人、友人が遠くにおられるということの中で、もうちょっと幅を広くして、三次に愛着というか、ふるさとへの思いを醸成させるということで、これは特定財源、ただでというのは、今のように特定財源がないとなかなか難しいというのがあるんでしょうけれども、有償でもいいと思うんですね。有償でも送ってあげたい実家の人とか、三次の人がおったら、手を挙げてくださいという取組もあっていいんじゃないかなというふうに、私なりに思っておりますので、参考に聞いていただけたらというふうに思います。

それでは、3番目の質問に入らせていただきます。

三次版DMO、みよし観光まちづくり機構と観光協会についてということで伺わせていただくわけなんですけれども、みよし観光まちづくり機構についての質問というのは、私、今回で2回目になると思います。2年がたったときに、DMOというのは、私自身もよく分からない中で、2年たった、どうなんですかということで、かなり模索しているんだよという答弁だったというふうに思います。国交省の中の観光庁が全国的に、世界的に取り組まれておるDMO、日本版DMOということで、さらにはそれぞれの地域が地域の名前を冠してDMOと、三次の場合は三次版DMO、庄原においては庄原版DMOというようなところでやられています。

2019年から始まったということでございますけれども、現在、3年半たつ中において、三次のDMO、三次においては、みよし観光まちづくり機構という一般財団法人でございますけれども、よく私たち、私の認識不足ということもあるのかと思いますけれども、もののけミュージアムと三次町の活性化にどうも中心を置いた活動のように受け止めさせていただくとるわけなんです。本来のDMO、魅力ある地域資源を提供するマーケティングの機能と地域を豊かにする仕掛けをつくるマネジメント、あるいはプロモーションという機能を持って、観光地域づくりということの舵取り役、プラットフォームだというふうに私は聞かせていただいておりますし、そういう観光関係、あるいは農業関係、商業関係の受皿というところで、全体的といいますか、そういうその地域にある資源を観光の要素にしてやろうという、その中心的な存在ということで受け止めさせていただいておりますけれども、どうなんですか、その方向性には行こう

としているのでしょうか、あるいはやっぱり特化した事業等に、地域等にターゲットを絞ってやろうとしているのか、そのところをまずお伺いさせていただきたいというふうに思います。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 先ほど議員が言われましたように、DMOについては、地域の多様な関係者と協働し、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、観光地域づくりを行う舵取り役となる法人でございます。そのために、多様な観光関係者との合意形成の場づくりや各種データの継続的な収集、分析、そして地域の魅力向上につながる観光資源の磨き上げ、商品化など、そういった役割、機能を有しております。

一般社団法人みよし観光まちづくり機構の活動につきましては、確かに三次もののけミュージアムの開館に向けて注力をしてまいりましたが、昨年度からは、各観光協会との対話を重ねる中で、各地域の新たな地域資源の開発を行い、君田町や三良坂町において新たな商品開発による観光事業などの創出や、また、そういった観光資源の磨き上げから販売活動、そういった支援による観光消費額の増大に取り組んでいるところでございます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 今の答弁を聞かせていただくのには、前回、1年半前の答弁とあんまり変わってないというふうに思うんですね。この6月に入って、2番目の項目、各観光協会との連携の方向性についてということに入らせていただくんですけども、地元としては、突如ということを受け止められているようなんですけども、このDMO、みよし観光まちづくり機構の、令和4年度を目途にして、市内の5つの観光協会と組織統合により新しいDMOを立ち上げるんだということを示されたというふうに聞かせていただいております。5つの観光協会、三次市観光協会、君田町観光協会、三良坂町観光協会、作木町観光協会、甲奴町観光協会、5つですね。これを解消して、DMOに入ってもらって、新しい体制をつくるんだという、端的に言えば、そういうことだろうというふうに思うんですけども、これはあまりにも唐突だというふうに私も受け止めさせていただいたんですけども、この方向性が出された経過、この3月までは、連携していくという方向性が示されていたんですね。それが、3か月たった後には、もう統合というような話になっているというのが、どういう経過があつて、こういうことになったのかというところをまずお伺いしたいというふうに思います。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 今現在策定をしております三次市観光戦略検討委員会での経過になりますけど、3月5日に第2回の検討委員会がございました。そ

のときに、事務局案ということで、みよし観光まちづくり機構と三次市観光協会、これはともに一般社団法人という法人格を有しております。そして、三次市観光協会においては、全市的なイベントであるとか全市的な情報発信、そういったところも対応されているということで、まずは三次市観光協会とみよし観光まちづくり機構の組織を統合していこうという事務局案を提案させていただきました。

しかしながら、検討委員会において、やはり今後、将来の観光推進体制を見たときに、市内5つの観光協会、また、みよし観光まちづくり機構が存在をしている、そういった中で、2つということではなしに、1つに全体がまとまっていく方向が必要であるという御意見と、さらには、それぞれの各町の観光協会、これは合併以降、運営の体制であるとか、そういったものが何ら変わっていないということで、やはり戦略に方向性を位置づけるべきではないかと、そういった御議論を頂きました。そうした中で、事務局としても、この案を再考する中で、議会のほうからも御意見を頂いておりますし、行政チェック市民会議、そういったところからも御意見も頂いております。そして、本当にこれから将来の観光推進体制を考えてみたときに、やはり5つの観光協会、みよし観光まちづくり機構、そして市、これらが一体となって、本当に同じ方向を向いてやっていくというのが望ましい姿であろうということで、1つにまとまるという事務局案を提示させていただいたというのが経過でございます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求め)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 本市の観光推進体制について、効率的で効果的な体制の再構築と、効率的、効果的というのは、どういう面を取って、今回の方向性になったのかということをお聞かせ願いたいというふうに思うんですけども、効率的とか効果的という言葉だけではいけんというふうに思うんです。私は、(1)で、方向性についての中で、DMOの機能ということで話をさせていただきました。あくまでもそういう団体と連携してから、三次市の観光関係、人の交流というのを考えていくと、稼ぐ力を、それぞれの観光組織なりがやっていくと、農業にしても、商業にしても、やっていくところのマーケティング、あるいはプロモーションというところを、作戦、企画してからやっていくというのを、それがDMOだろうというふうに思うんですね。ですから、観光協会イコールDMOではないと、観光協会も1つの連携団体だというふうに捉えてやっていかんと、それじゃ、DMOは観光協会なのかと、今まで三次がやっていた観光協会と同じことをやるのかというふうに捉えられると私は思うんですね。それでは、私は、DMOの本来の機能は見えてこないし、果たせないというふうに思うんです。そのことがちゃんと三次の行政として分かっておられないように私は思うんですね。

先進的なところの事例、NHKの朝のテレビ小説ですか、「おかえりモネ」、気仙沼、ここは先進的なDMOをやられているということで、全国から視察が、コロナの以前の話だろうというふうに思うんですけど、今はホームページ等、視察の関係の対応もされているようですが、かなりの視察があるんですね、ここは。それはやっぱり別仕立てなんですね。やっぱり

他の事例をちゃんと参考にして、三次版DMOはどうあるべきなのかというところは、もうちょっと慎重に考える必要があるんじゃないかと。ただ観光関係だから統合してから、同じようなことをやりよるんだから、DMOに吸収してしまえばええじゃないかということでは短絡的なやり方だというふうに私は思うんです。慎重に審議されたんだと思うんですけども、どうもそこら辺が合点がいきません。もう一度答弁をお願いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 今回、事務局案、それぞれの5つの観光協会、そしてみよし観光まちづくり機構、それを1つにしていこうという事務局案を出させていただいております。これは今後、戦略策定の検討委員会にもまた諮っていくことになりますけど、今、そういった事務局案をもって、各観光協会ともお話をさせていただいているところでございます。その中でいろいろと、それぞれの各観光協会においては歴史とか取組内容とか関わる団体、そういったところが、それぞれ事情が異なっておりますけど、1つの観光協会におかれましては、今後、1つになってやっていこうという意思決定をされた観光協会もございます。また、中には、発展的解消ということも考えておられる観光協会もございます。それぞれ事情が異なりますけど、やはり今の地域独自の取組をされていて、そのエリアの観光振興に携わっていただいている皆様方のお話を通じて、また1つにまとまった方向性というところを話してまいりたいと思います。

今までやっていた賑わいの創出ということから、やはり地域経済が回る仕組み、稼ぐ力の創出、そういったところに取り組んでいく必要があろうかと思っております。そうしたときに、やはり関係者が1つになって、人的資源でありますとか物的資源、経営資源、ノウハウ、そういった経営資源を集積して、効率的かつ効果的な事業が行えるというふうに考えております。また、1つになったことにより独自の財源の確保につながり、また経営の安定にもつながっていくというふうに考えております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 今、部長が言われるように、各観光協会、それぞれ温度差があるというふうに思います。違いがあるというふうな、私も分かります。発展的解消と言われた団体もあるかも知れませんが、1つの例として、君田町の観光協会を取り上げるならば、君田町の観光協会、イベントを中心にやられている協会ではない、団体ではないんですね。例えば先ほどあった番神さんというのがありますけども、その環境整備をすると、その周りの環境整備をする、地元の人とですね。君田の観光協会、30名近くの会員さんがおられて、その会員さんを中心にそういうことをやられていると、あるいは高幡観音という、高幡山の上にある観音堂の整備、遊歩道の整備等を、市の事業もしていただいて、やっているということ、あるいは

は神之瀬峡、県立自然公園の神之瀬峡というのがありますけども、そこの環境を守っていくという取組をされている。これは、何月何日にやれば済むということではないんですね。1年間通してやることで、その30名近くの人がやられているということなんですね。これを解消して、君田町観光協会、やめなさいよと、形的にはDMOに入って、DMOがやるんですか、これ。やるんですか。高幡観音、番神さん、遊歩道の関係、今、君田温泉の前にありますいこいの森等の管理、これ、やるんですか、DMOが。実動部隊になっちゃいけないのですよ、DMO。そこの実動部隊と一緒にあって、連携して、こういうことが君田町にありますよと、いつからいつまではこういういい季節で、来てもらえたら、こういうことをやられていますので、ぜひ来てくださいというような企画を全国発信やっていくというのがDMOじゃないんですか。ですから、実働部隊なくして、それ、どういうふうになるんですか。そこをお聞かせください。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 先ほど議員が言われましたように、DMOは実際のプレーヤーではございません。舵取り役であり、仕掛け、そしてプロモーション、発信をしていくというところで、それぞれのこれまでの各観光協会の取組については、1つは、観光事業に当たるのか、地域振興なのかという、そういった見直しというのも必要であろうというふうに思います。実際に、今現在、みよし観光まちづくり機構が間に入って、君田町の森の散歩道という地域資源を生かして、君田温泉と事業者としての連携をして、アソビュー株式会社という体験型ツアーの商品化をしております。これについてはかなり反響を頂きまして、商品化で、今、100名程度の御利用があるということで、地元のほうにも大変好評を頂いております。みよし観光まちづくり機構は、地域との結びつきでそういった情報を、資源の磨き上げをして、商品化をしていく、そういう役割でございます。各観光協会においては、そこに実際に携われる事業者という位置づけをさせていただきたいというふうに考えております。今回でいいますと、実際の事業者になっていただいたのは君田温泉ということになりますけど、そこには、当然観光協会の皆さん方の日々の手入れであるとか整備、そういったところはございます。

今後、ですから、各観光協会においては、事業の実施主体というような、実行組織という考え方で、今、我々のほうは考えております。実際に観光事業として取り組まれるプレーヤーになっていただく、そこと、みよし観光まちづくり機構が、資源ごとにおいて結びつきを取っていく、そういった流れを描いております。ですから、今、観光協会でいろいろな事業もやられていると思いますが、1つはそういった事業の見直しということと、実際に今携わっていただいている方の組織、そこがやはり次につながるような組織形態、後継者も含めて、そういったところも、地元観光協会のほうでも実行組織という形を検討させていただきたいというふうに考えております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長（新家良和君） 宍戸議員。

〔10番 宍戸 稔君 登壇〕

○10番（宍戸 稔君） 実行組織、いついつ、何月何日曜日にどういうことをやるということだったら、イベントの実行委員会というのは立ち上げられるか分かりません。ですけど、先ほど言った、君田町観光協会がやられているようなことは、実行団体をつくってくださいよと、君田町観光協会はもう解消してもらって、実行部隊をつくってくださいよと、誰がつくるんですか、それ。どういう仕掛けでつくるんですか。観光協会があるからできよるんですよ、この団体があるから。それをなくせと言って、新たにまた神之瀬峡を守る取組をする実行団体をつくってくれと、あるいは森の散歩道の実行団体をつくってくれ、それはできんです。観光協会がやっとなるから、今できよることなんです。だから、そこら辺、それぞれの観光協会の成り立ち、やっていることが違うということなんで、一律にもうDMOに吸収するから、解消してから統合しますよという方針はあまりにもいかなものかなというふうに思うんです。

パネルに表示させていただいております。今日、庄原の関係者がいらっしゃらないと思えますので、出させていただいておりますけども、庄原版DMOのイメージということで、これ、出ております。ここにも、帝釈峡観光協会というようなところで、これ以外に後継団体というような、例えば君田町観光協会を残さんにしても、後継団体というようなところで、今までやっていた、じゃけえ、実際には残すんですよ。ですから、君田町観光協会と連携して、そういうことをやっていくと。ここの帝釈峡観光協会というのもありますけども、やはり先ほど来から言うように、DMO本体はマーケティング、プロモーションというようなところを中心に、関係団体との協議をやっていくんだと、受皿なんですね。このことは、三次市観光協会の方も、庄原のDMOのほうに行って、調査もされております。私も、庄原の観光商工課の課長さんとも話をさせていただきました。そこで頂いたのがこれだったんですね。庄原市観光振興計画第2期という、この中にこのものがあるんですね。三次はこういうもの、私は見たことがないんですけどね。やはりこういうものをちゃんとつくって、関係者が共通認識を持っとらんといけんのじゃないかと思うんです。それがいいから、その都度その都度、どうしようか、どうしようかということになるんじゃないかなというふうに思うんですね。こういうものをちゃんとつくって、農業だったら農業振興プランというのがありますよね。そういうものと同じように、観光振興計画というのをちゃんとつくるべきじゃないかと思うんですけども、どうなんですかね。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 中廣部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） 観光に関する計画でございますけど、それにつきましては、今現在、三次市観光戦略策定検討委員会ということで、今後の三次市の観光戦略の方針に関する事項でありますとか、推進体制に関する事項、そういっためざすべきところも含めて、今、策定をしております。そうした中で、そういった他市のような三次市の観光戦略というものを今後策定してまいるように、今現在取り組んでいるところでございます。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 観光戦略でありますけれども、先ほど庄原の事例を紹介いただきましたけれども、我々も、三次市の観光の現状の課題として、観光戦略がないというのがまず一義的にあります。それは、令和2年度の予算で三次市の観光戦略、1つの目標に向かって、一緒になって頑張っていこうよというものを策定中で、今、最終段階にあるような状況であります。その中で、それぞれの観光協会をどういうふうに位置づけていくか。議会ではこれまで、平成16年、三次市、8市町村が合併した、でも、観光協会はそれぞれ合併してない、それぞれの観光協会がばらばらに事業をしとるんじゃないかといったような御指摘もございました。先ほど来からありますように、それぞれの地域の皆さんは、自分たちの地域のことを思って、様々な活動をされているという面については、我々も重々理解しております。だからこそ、今回の観光戦略策定を機にもう一度、三次の観光とは何なのか、何が足りなくて、今後どうやったら観光振興につながるのか、そして1人当たりの観光消費額のアップにつながるのかといったことを議論する、そして最終的なその指標をつくるために、今、それぞれの観光協会の皆さんと対話を重ねて、方向性を一致させているところであります。

何も、観光協会をなくそうとか、そういう議論ではなくて、将来、三次市の5年、10年、観光振興をどうするのかという大きな視点を持って、今、協議をさせていただいているところであります。様々なDMOの事例もありますけれども、やはりそれぞれの観光資源であるとか地域資源というのはそれぞれの地域によって異なります。やはり三次市独自のDMOを確立していく、そのことが大切なことであると思っておりますので、三次の資源、地域資源、観光資源、あるいは人的資源、それらを総合的に捉えて、「あ、これはええのができたのう」というふうに皆さん方から言ってもらえるように、これから協議を進めさせていただきたいというふうに思っております。

その経過の中では、やはり意識の違いであるとか取組、「今までの地域づくりの取組をどういうふうにやっていきゃあええんだ」というような不安も、当然ながら御指摘を頂いているのは確かであります。やはりそういったことを一つ一つクリアする中で、今後の観光戦略を立てる中で、三次市の取組を前に進めていきたいというふうに思います。と同時に、これからさらに大切なことというのは、三次市だけで完結するような観光の在り方というのはもう太刀打ちできない、いろんな意味で広域的に、観光を始めとする社会、経済が交流を交えて発展していくというような方向性というのは、これから間違いのないことではなかろうかというふうに認識しておりますので、そういった視点に立った観光行政、観光振興に結びつけていくために、我々も一生懸命汗をかいていきたいというふうに思います。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番（宍戸 稔君） 今、福岡市長から力強い答弁があったんですけども、ぜひ関係者が共通認識で観光関係をどうするのかと。DMOを立ち上げることは、私は非常にいいことだと思うんですね。その中で、DMOイコール観光協会というのはどうも、いかがなものかなというふうに私個人は思っております。ですから、そういう団体も含めて、DMOが中心的な存在としてやっていくというのがいいんじゃないかなというふうに思いますので、三次市の観光戦略を協議され、計画書等も出されるんだと思いますので、ぜひいいものをつくっていただいて、今、三次市だけでないと言われましたけども、今、芸備線のことを問題になっておりますけども、やはりここら辺、新見市とか庄原市とか三次市とか安芸高田市とか広島市とか、そういうところとの連携というのも、DMOを通してやっていくというのは非常に効果があるのではなかろうかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、大きく4番目の項目に行かせていただきます。

災害に強いまちづくりの進捗状況と今後の対応についてということであります。今年は過去2番目に早い梅雨入りということで、20日早いというふうに聞かせていただいているんですけども、広島県においては5月15日に入ったと。現在、三次市においてもかなりの雨量があるわけなんですけども、君田町の例をいいますと、6月13日の夜8時ですか、時間雨量が53ミリ降ったんですね。時間雨量ですよ。すごいですよね。20ミリ以上が災害対象ということなんですけども、11日から14日まで、137ミリの累計雨量になっているということなんです。いづどこでどの地域が災害に遭うか分からないということは、こういう例からも分かるわけなんですけども、現在の平成30年7月豪雨の復旧状況、進捗状況というところを、公共、農業の関係を含めて聞かせていただきたいというふうに思います。

その中において、三次市の状況は、他と比べるとどうなのかというのはあると思うんですけども、私は、かなり三次市の状況は進んでいるというふうに思うので、そこら辺、分かる資料等があるの説明があればお願ひしたいというふうに思います。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） 災害の復旧の状況でございます。平成30年7月災害でございますけども、まず土木関係でございます。公共土木施設の災害復旧の状況は、令和3年5月末で、被災件数は197件ございましたけども、完成済み件数は189件、残りが8件、いわゆる完成済みの率でいいますと、95.9%という状況になっております。もう一方、農地・農業用施設の災害の関係でございます。災害復旧の状況は、これも令和3年5月末で、被災件数が595件に対して、完成済みの件数は554件、残りが41件ということで、完成済みの率は93.1%となっております。林道災害については9件ございましたけども、全て完成しております。

お尋ねの他自治体の進捗状況でございますけども、農地・農業用施設の5月末の県内の完成率は60.8%であります。本市は、先ほど申しましたように93.1%でありますので、県平均を大きく上回っている状況であります。一方、公共土木施設の災害の復旧については、県全体の復

旧状況は公表されておりませんが、先ほど言いましたように、農地・農業用施設において、県内でその当時、300件以上被災した市町が6市町ございますけども、本市の完成率が一番高い状況であると伺っておるところでございます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 三次市は、私は、はっきりした数字はつかんでなかったのですが、今聞かせていただいたんですけども、かなり完成された案件が多いということで、これまでの担当部署の努力、それから市長を始め、執行部の皆さんの努力のたまものだろうというふうに感謝を申し上げ、敬意を表したいというふうに思います。これは大変、本当にすばらしいことだというふうに思いますので、これはぜひ市民の方にもPRしていただけたらというふうに思います。

その中において、農業のため池の関係が52.6%、これは5月末時点というようなことで、ため池の復旧が遅れているようなんですよね。その部分については、今後どのような見通しが立ててあるのかというところをお聞かせ願えたらというふうに思います。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣産業部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 30年災害のため池の工事の状況でございますけど、確かに大きな工事ということで、昨年にまた議決をしていただいた案件もございます。今年度内、令和3年度にはため池の工事も終了するというスケジュールで、今、工事のほうは進んでおります。ですから、今年度内には完了という見通ししております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 大きな工事ということで、ため池の工事が完了しないということで、水稻を中心に、作物の作付がもう4年もできてないというような状況があるようでございます。ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

次に、内水対策のことでお伺いするんですけども、畠敷・願万地地区の関係は、国、県、市で、かなりの事業メニューで対応されているということで、地域の方もかなり安心されている部分があるんだというふうに思いますけども、その他の地域、先般の新聞等、あるいは委員会のほうでも報告があったというふうに聞かせていただいておりますけども、荒瀬地区ほか6地区については調査が完了したと、小文地区などを含め6地域については現在調査中だということが出るとようなんですけども、今後、この対応はどのようにされるのかというところをお聞かせ願いたいというふうに思います。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 秋山建設部長。

〔建設部長 秋山和宏君 登壇〕

○建設部長（秋山和宏君） 畠敷・願万地地区以外の内水対策でございますけども、一昨年から浸水状況調査、対策案の検討に入っております。荒瀬地区ほか12地区について、調査をしております。この調査については、実際に浸水のあった箇所の浸水想定範囲とか浸水家屋の位置、さらにはその地区の流域の支川がどこにあるか、ため池がどこにあるか、そういった調査をこれまで行ってまいりました。今後は、排水ポンプ等の整備や河川改修のハード対策、ため池利用や土地利用規制などのソフト対策、いかにこれらハードとソフトを組み合わせるかを考えていくか、そういうこととなりますけども、今後は、1月の全員協議会で説明させていただいた本市における内水対策方針に基づいて、地域の実情に応じたハード対策とソフト対策を組み合わせながら、流域全体で水害を軽減させる流域治水の考え方を踏まえ、検討を進めていきたいというふうに思っております。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 宍戸議員。

〔10番 宍戸 稔君 登壇〕

○10番（宍戸 稔君） 次に、総合計画の災害対策ということで、総合計画、令和5年度までの計画期間なんですけども、総合計画と今の災害対策の関係について、どのような進捗で、どういう課題が残されて、どういう対応を考えられているのかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

（危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 川村危機管理監。

〔危機管理監 川村道典君 登壇〕

○危機管理監（川村道典君） 現在の総合計画につきましては、平成30年7月豪雨災害を踏まえまして、同年12月に改定されたものであります。災害に強いまちづくりをめざして、みんなで高める地域の防災・減災の推進として、13の具体的な取組を掲げております。

計画策定後の主な取組の進捗状況について申し上げますと、例えば多様な防災情報伝達手段の確保につきましては、従来からの防災一斉メールや音声告知放送に加えて防災アプリの導入、サイレン吹鳴の開始及び市の公式SNSの活用など、情報伝達手段の多重化を図ってきたところでございます。また、自主防災組織活動の充実につきましては、自主防災組織に補助金や交付金を交付して、地域での防災訓練や住民啓発に取り組んでいただくとともに、備蓄物資の整備を進めていただくなど、地域防災力の強化を図ってきたところでございます。また、避難行動要支援者の避難支援につきましては、さきの3月定例会で関係条例を議決していただきましたことによって、現在、関係機関とともに、個別計画の作成等に向けて具体的な取組を進めているところでございます。こうした施策につきましては、必要な見直し、改善を行いながら、継続して取り組むべきものというふうに認識をしております。

このほか、総合計画に示されていない事項も含めれば、避難所における感染防止対策の徹底とか、消防団員の確保と装備の充実とか、市民の皆様への情報伝達手段のさらなる工夫、備蓄

倉庫の整備など、多くの取り組むべき課題があると認識しております。中でも、市民の皆様への防災意識の啓発につきましては特に重要というふうに考えておまして、地域の自主防災組織、消防団及び防災士等の組織的、人的なリソースの充実を図ることによって、市民による市民啓発が市の様々な地域や場面で活発に行われるようになることが、災害に強いまちづくりの大切なポイントであるというふうに考えております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 質問時間を超過しましたので、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長(新家良和君) この際、しばらく休憩いたします。再開は13時ちょうどいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時40分——

——再開 午後 1時 0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(新家良和君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 会派公明党の黒木靖治でございます。議長のお許しを頂きましたので、通告に従って一般質問をさせていただきたいと思っております。

大きく、私は、大項目の農業振興について、2つ目が新型コロナウイルス感染症対策について、3点目が協同労働の取組について、4点目が食品ロス削減の取組についてお伺いしたいと思っております。

まず、1点目の農業振興についてお伺いいたします。

(1)の中項目で三次市の農業振興プランとみどりの食料システム戦略について。第1期三次市農業振興プラン、平成28年度から平成32年度の5年間の取組を検証されて、第2期三次市農業振興プランを策定されていますが、前回の振興プランと今回の振興プラン、どこが大きく変わったのか、変わった点をお伺いしたいと思います。

2点目は、みどりの食料システム戦略は、環境負荷の低減をめざす農林水産省の政策方針で、2050年までに有機農業を全耕作地の25%、約100万ヘクタールに拡大、化学農薬の使用量半減、化学肥料の使用量3割減を提示、技術革新や農家、消費者らの理解を前提に、生産体系を大きく転換する方針を打ち出しております。この2点について、市のお考えをお伺いしたいと思います。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長（新家良和君） 中廣産業振興部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） まず、第1期プランと第2期プランの変更点というところでございますけど、基本の方針、また基本の施策は継承しております。大きく新たに取り入れたのが、スマート農業の推進ということと、あと認定新規就農者の支援、拡充、そういった点を大きく追加しているところでございます。

そして、国のみどりの食料システムの戦略というのが打ち出されております。2050年までに大きな目標数値を掲げて取り組んでいくということで、やはり今後、そうした2050年までのカーボンニュートラルを実施していくに当たって、いろいろな政策が出てこようかと思えます。みどりの食料システムに対しましては、市としても、国の新たな技術開発とか、そういったところは動向を注視していく必要があらうかというふうに思っております。

（15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 黒木議員。

〔15番 黒木靖治君 登壇〕

○15番（黒木靖治君） ありがとうございます。ぜひともこの取組については前向きに考えていただきたいと思えますし、国の動向も大変重要でございますが、三次市としての独自の取組を考えていただきたいと思えます。

また、振興プランの中に、販売力の強化の中にトレッタみよしの機能強化、またインターネット販売、学校給食への農産物供給体制の整備、6次産業化、農商観光連携推進体制の強化とあります。市場調査とか量販店の消費動向調査はされないのか。

また、第2期農業振興プランの5年間で毎年検証を行うとされていますが、振興プランを実施することによって販売高が上がり、純利益が出たのかも検証する必要があるかと思えます。

また、先ほど言いましたみどりの食料システムでございますが、有機農業はいろいろと問題があります。大変労力もかかります。費用もかかります。いずれ有機農業は、国の重要な栽培方法の1つとして、将来認識されてくるのは間違いないと考えます。有機農業に取り組む人を募集して、将来のモデルとして取組をしていただきたいと考えます。前回質問したとき、部長は、今、有機農業に取り組む気はないと答弁をさせていただいておりますが、ぜひとも時代の流れを読んで、先取りしてやっていただきたいと考えます。その点について、再度お伺いいたします。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 中廣部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） 第2期のプランにおきまして、安全・安心な農畜産物の生産の促進というものを掲げております。その主な取組といたしましては、前回も答弁をさせていただきましたけど、堆肥の利用促進による資源の循環型農業、また農業や化学肥料が慣行栽培の5割以下の特別栽培農産物、また農業者等で組織をする団体が化学肥

料、化学合成農薬を5割以上低減する取組を支援する環境保全型農業直接支払制度、こういった取組を進めていくというふうにしております。

また、みどりの食料システム戦略の取組の1つにもございますけど、スマート農業の推進というのも掲げられております。本市におきましても、スマート農業の機械でありますとかICT技術の活用、省力化、軽量化などを実施して、生産性の向上につなげていきたいというふうに考えております。こうした取組を続けていく、継続していく、この延長線上には、やはり有機農業につながっていくものではないかというふうに考えております。国の動向も踏まえ、こうした肥料、農薬の半減をした取組、そういったところに継続して取り組んでいきたいというふうに考えております。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 農業は自然相手の仕事です。1足す1が2になりません。マイナスになることも多々あります。その点もぜひとも考慮していただいて、三次の農業振興をしっかりと図っていただきたいとお願いしまして、次の(2)の既存農家への支援及び資材等の購入助成についてお伺いいたします。

これは、私が若い農家の人と懇談したときに言われたこと、要望を出されました。既存農家への支援については、令和元年6月の定例議会で、農業資材への助成について質問いたしました。そのときの答弁は、基本的には新規植栽時、また生産の規模拡大に対して支援をしていると、それぞれの農業経営の中で計画的に積立てするなどして、自己資金で対応していただきたいと言われました。私も、そのとき、次回もしつこく質問させていただきますと答えております。次の農業資材の助成について、また助成ができないか、これは、既存の農家の方が、新規栽培には手厚く支援されているのに、既存の農家に対してはされないと、本当に農業は簡単なもんじゃありません。その点を考慮して、助成について検討していただきたいと思います。

また、果樹などを栽培している農家の方から、霜などの気象の状況を、農業指導所などと連携して、SNS等で情報を伝えてもらえないかということと言われました。今年も、東北地方では霜の被害で果樹が大被害を受けております。そういうことも考慮して、市の考えをお伺いしたいと思います。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 農業資材の更新等に対する支援でございますけど、前回は答弁をさせていただいたとおりでございますが、今年度から新たに地産地消応援事業ということで、野菜、果樹、または花卉、これらを学校給食や直売施設等で販売することを目的に、新規の作付でありますとか規模拡大、そういった生産の拡大に取り組む生産者に対して、ビニールハウスの導入やかん水施設整備、また機械の導入などに支援をしている

ところでございます。議員が言われますように、更新経費ということでございますが、ビニールなどの資材でありますとか設備や機械、それぞれ耐用年数もでございます。そういったところも加味しながら、やはりそれぞれの農業経営の中で対応していただきたいというふうに考えております。

また、農作物等に対する気象情報の連絡というところでございますけど、今、病害虫の発生とか高温、また霜、そういった注意喚起につきましては、JAにおいて音声告知放送などにより周知をされております。JAのほうにおきましても、現在、フェイスブック等SNSを活用した周知方法について検討されているところでございます。市といたしましては、農業に関する支援制度でありますとか研修会の開催等の情報について、市の公式ライン等によるSNSを活用した情報提供の準備を今進めております。こうした情報を農業者へ提供していきたいというふうに考えております。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 農業資材の更新についてはできないと言われました。残念です。またしつこく次回も質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、(3)の和牛農家のヘルパー制度化ということで、畜産農家は365日、牛の世話をしなければならない、それはよく分かっておられると思います。酪農家に対しては酪農ヘルパー制度があります。和牛農家には、市のヘルパー事業はありますが、そういう酪農ヘルパー制度みたいな完全な制度化になっておりません。酪農ヘルパー制度のように確立ができないか、和牛農家も高齢化してきている現状で、三次市農業振興プランの中には、繁殖牛の増頭や牛舎の新築やスマート農業に対する支援はありますが、休みを安心して取れる支援制度はありません。今後、和牛の振興を考えるとときに、和牛のヘルパー制度化が重要であると考えます。

また、若い世代からの要望で、やっぱり一般のサラリーマンは土曜日とか日曜日、休みがあります。生き物を飼っている私たちは休みがないということで、旅行とかしたくても、家族の理解がないとできないという中で、確かに法人やなんか和牛を導入されておりますが、個人農家の経営に対して、そういうヘルパー制度をしていただきたいと思いますが、市の考えをお伺いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 肉用牛のヘルパーの件でございますけど、また今、若い方の御意見ということもお聞かせいただきましたので、そういった声について、JAや和牛改良組合、そういったところでの協議内容とか状況を確認させていただきたいと思っております。

酪農ヘルパーの制度につきましては、議員が言われましたように、搾乳作業などを専門とす

るヘルパーの体制を整備して、広島県酪農業協同組合を通じて定期的な活用が図られていますけど、肉用牛ヘルパーにつきましては、酪農と比べまして飼養頭数が少ない農家が多く、定期的な需要があまりないということから、現在、ヘルパーは畜産農家同士で対応されている状況であろうというふうに認識をしております。肉用牛を専門とするヘルパーの要員を確保するという制度がいいのか、または登録という、いろいろなやり方はあるかと思えますけど、いずれにいたしましても、市としても、畜産農家の年中無休を解消し、ゆとりある経営に向けて、ヘルパー利用された畜産農家に対しましては、現在、利用料の2分の1の支援を行っております。今後、ヘルパーの体制の充実に向けて、関係機関と協議をしていきたいというふうに考えます。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) ぜひともJA、県、全農と協議して、ヘルパーの制度化は設立してほしいと思います。専任のヘルパーを採用して定休型を実現しております静岡県の中遠肉用牛ヘルパー利用組合や、一般の職種と同じように休みが取れる環境づくりや若手の後継者の学びの場として愛媛県野村町の和牛繁殖ヘルパー組合の取組があります。こういうのをぜひ参考にしていただいて、大変難しい制度だとは思いますが、将来の和牛振興を考えると、本当に若い世代に和牛を飼ってみようかという、そういう希望の持てるようなヘルパー制度をぜひ確立していただきたいと要望いたしまして、次の(4)の質問に移らせていただきます。

収入保険加入への助成について。収入保険は2019年度から始まった制度で、災害による減収や病気による収穫不能などによる農業収入の減少を補填する制度です。農業共済組合が窓口になっております。保険期間中の農業収入が、農家ごとに定める基準収入を上限で9割下回った場合に、一定の割合で補填するシステムです。青色申告をする農業者が加入できます。近年の自然災害の多発で、2022年度から収入保険料率が14%引上げになります。農家の負担を少しでも少なくするために、市として基準を設定して、掛金の助成ができないかお伺いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 収入保険制度は、農産物の品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけではなく、価格低下、病気や事故などで収穫ができないなど、収入減少全般が補償の対象で、任意の加入となっております。2022年1月から保険料の率が最大で2.159%から2.46%と0.3ポイントで、率にいたしますと14%の引上げとなりますけど、農業者が負担する保険料は50%の国庫補助があるため、実質、現行の1.08%から1.2%への引上げ、0.15ポイントの増ということになります。金額に換算しますと、基準収入が1,000万円の場合は約1万円程度の増ということになります。農作物や果樹の保険につきましては、水稻共済、果樹共済などもあります。農業経営の規模、内容や補償内容に応じて、農

業者が任意に加入をされていますので、それぞれの農業経営の中で対応されるものであろうというふうに考えておりますので、収入保険の一部助成については考えていないところでございます。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 考えてないという冷たい答弁を頂きました。残念です。収入保険については、三次市内で現在の加入者は、個人で42件、法人が22件、合計64件でございます。ちなみに、庄原市においては120件の加入でございます。県内は750件の農家が加入をされております。ぜひとも収入保険について、確かに個人の任意加入でございますが、本当に農業者の振興を考えるとときには、少しでも補助を考えていただきたいと思っております。江田島市においては、地方創生臨時交付金を活用して補助しておられますし、静岡県では市農業共済組合、JAが協定を結んで補助しています。それは、市長は、農家に対して少しでも頑張ってもらいたいという応援を込めて支援をしていると言われておりますので、ぜひ三次市としても、今回はできなくても、将来、補助の対象にさせていただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、(5)の人材バンクの設立についてお伺いいたします。

農家の収穫期や急な用事ができて人が足りないときに、人を探すのが難しいときがあるという農家の若い世代のお話を伺いました。人材バンクのようなものがあれば助かるという話の中で、事前に登録をしておいて、農家から連絡があったとき、時間パートのような形で働いてもらうような取組ができないかお伺いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 議員から御提案の人材バンクの設立でございますけど、第2期の三次市農業振興プランにおいて、農業・農村を支える多様な担い手の育成を基本施策の柱としております。一時的に人材を必要とする農家と、農業に関心があり、農家のサポートを希望する市民等のマッチングによる人材確保の仕組みづくりに向けて、JAや関係機関と連携をして、取組を進めていきたいというふうに考えております。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 関係機関と連携して取組を考えていきたいというお話でございましたが、先ほど部長が言われました振興プランの中に、市民や都市住民との様々な接点からつながりを創出し、農業サポーターや半農半Xとして農業従事する人、あるいは消費を通じて地域農業を支える農業のよき理解者を育成していくため、仕組みづくりに取り組みますとあります。ぜひともこれを人材バンクのような形に応用させていただきたいと思っております。ぜひともこれは絶対取

組をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

農業新聞が国民約1,000人に対してアンケートをした結果が、農と食の意識調査で、食料安全保障の実現に必要なこととして、行政による農家への支援策をもっと強化が一番多くて60.1%ありました。農業は人の命を支える産業です。幾ら大臣でも、幾ら高名な評論家でも、食料がないと生きていけません、生活ができません、そういうことを考えると、もう少し農業に対して、市としても取組を強化すべきだと私は考えます。自分の子供に、職業の選択肢として農業を勧めますか。ここへおられる方は、大体そういう方はおられないと思います。公務員や会社員になってもらいたいと考えるのが親の考えかも知りません。農業も就職する選択肢の1つとして考えられる三次の農業にしていきたいと思いますし強くお願いしたいと思います。また、同時に、農業関係の部局の職員数を増やして、農業へももっともっと力を入れてもらいたいと思いますので、ぜひともこれは強く要望したいと思います。

また、6月は何の月間か、部長さん、知っておられますか。分からないですね。これは食育月間でございます。よく覚えておいていただきたいと思います。三次も食育教育をされておりますし、計画の中にもうたわれておりますので、6月は食育月間と、しっかり頭の中へ入れていただきたいと思います。

それでは、大項目の2の新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いします。

(1)のワクチン接種について。既に新聞などで報道されている内容もありますが、三次市において、ワクチン接種状況など、情報が入ってこないのが、市民に知らせてほしいと言われております。65歳以上の高齢者の方の接種状況も含めて、4点お伺いしたいと思います。まず1点目は、高齢者への接種が完了した後の基礎疾患を有する方への先行予約期間の設定、2点目として、障害者の方や在宅ケア児への対応はどのようにされるのか、3点目として、基礎疾患を有する方などを含め、一般接種対象者への接種券の発送時期はいつか、4点目といたしまして、保育士、教職員への接種は、以上の4点についてお伺いいたします。

(福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 牧原福祉保健部長。

[福祉保健部長 牧原英敏君 登壇]

○福祉保健部長(牧原英敏君) まず、接種券の発送から御説明させていただきたいと思います。

接種券につきましては、基礎疾患を有する方を含め、64歳以下の方全員に、6月28日に一齐に発送をする予定で準備を進めております。

また、基礎疾患を有する方の先行予約期間でございますけれども、接種券が届き次第、各個別接種、診療所で御予約をしていただけるようにしております。また、一般の方は、基礎疾患を有する方の先行優先接種に合わせて、7月20日から受付を開始するという予定で進めております。

また、御質問のありました障害児、在宅ケア児への対応ということでございますけれども、こちらにつきましても、基礎疾患を有するという国が定める基礎疾患等の中に、障害の区分であったり病気の状態であったり、定められております。そういった方も優先接種の対象となりま

すので、それぞれかかりつけ医等にまた御相談を頂けるものというふうに思います。

最後に、保育士、教職員への接種という御質問でございますけども、現在、高齢者接種を進めておりますけども、学校でのクラスター、こういったことも今後対応することになると思います。社会活動の維持のためにも、7月に教職員を対象とした集団接種を中央病院において実施したいと考えております。想定する人数は約1,000人程度というふうに、今現在見込んでおります。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 計画どおりに進んでいるということで理解させてもらいたいと思います。今回は初めてのことで、部局としても、部長としても大変苦勞されていると思います。また、三次地区医師会、各医師の皆さん、看護師の皆さん、関係部局の皆さん、本当に大変な思いをされていると思いますが、コロナワクチン接種が進むことによって、三次市内の経済活動も活発になってくると思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げまして、(2)の中小企業、個人事業者への支援についてお伺いいたします。

広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響により、売上げが減少した三次市内の中小企業を応援しますということで、三次市が、対象業種、小売業、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業を対象にした令和3年度中小企業者応援給付金事業9,000万円の予算が計上されています。現時点での申込み件数と金額を教えてくださいたいと思います。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣産業振興部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 三次市中小企業者応援給付金につきましては、6月15日現在で182件の申請があり、支給額は5,460万円となっている状況でございます。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 182件、5,460万円ということで、まだ約3,600万円ぐらいの余裕があると思います。これは全部消化される予定かどうか、分かれば教えてくださいたいと思います。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 申請期間が6月30日ということで、まだ受付をしているところがございますけど、この間につきましては、5月から1か月間延長して対応しているという状況で、6月末の期間をもって、その時点で申請がありましたものに対

して給付をしていくということで、これは、300事業者を見込んでおりますので、どこまで出てくるかということとはございますが、6月30日までに提出、申請があったものについては対応していくということで、予算の中では何とか対応できるのではなかろうかというふうに考えております。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 何とぞよろしくお願ひしたいと思います。あとは給付条件が、30%以上減少している中小企業の方が対象となっております。対象にならない事業者の方が、不公平感があるとお聞きしております。

また、一律に30%以上でなく、10%、20%というように減少した事業者、また金額も一律30万円ではなく、事業規模に応じた金額を設定した支援をしてほしいと、商工会議所の関係者の方からお伺ひしております。

また、市の給付対象になっていない事業者に対しても給付をしてほしいと、事業主の方から言われております。その点を、市の考えをお伺ひしたいと思います。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 今回の三次市中小企業者応援給付金につきましては、県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響を受けている事業者に対して給付金を支給するもので、県から1事業者15万円を上限に半額の補助がございます。県の飲食事業者、飲食事業者への納入業者、そういった支援に続く、外出自粛による影響を受けた事業者への支援として、市町を通じて給付金を支給する方針が出されまして、対象となる売上げの減少率も前年比30%以上という県の要綱の定めもございます。本市として、県の補助要綱に基づきまして、中小企業者応援給付金として、4月から6月まで申請受付期間として、給付金を今実施しているところでございます。

また、県や市の制度の対象になってない事業者への考え方でございますけど、このたびの緊急事態措置、大変多くの事業者の皆様に影響が及んでおり、大変厳しい経営を余儀なくされているということは重々承知をしております。現在、国においては、緊急事態措置、またはまん延防止措置等重点措置に伴う飲食店の休業、時短営業、また外出自粛等の影響により売上げが50%以上減少した事業者に対して月次支援金の申請が始まっております。県においては、頑張る中小事業者月次支援金として、国の月次支援金制度への上乗せ、また50%ではなく、30%以上減少した事業者も独自に支援を実施されております。これらの対象につきましては、中小法人、個人事業主ということで、幅広い支援が講じられております。

本市におきましても、これまで減少率には関係なく、感染防止や営業形態の転換、販路を拡大していく、そういった事業に対する支援として経営持続支援事業補助金、また融資に対する

信用保証料の全額、利子の3年分の補助という中小企業者金融支援補助金などの独自の支援策を実施してきました。現在は、新たな事業展開や多角化、また感染防止対策の支援をする中小企業経営多角化・環境整備等支援事業や、経営の見直しや新規事業に取り組みたい事業者へ専門家を派遣する事業、こういったものを実施しております。引き続き給付金以外の支援策も組み合わせながら、市内事業者の支援を行っていきたいというふうに考えております。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 支援策を考えておられると言われましたが、商工会議所の関係者の方と話をさせてもらいました。今、新型コロナウイルス感染症の影響によって、中小企業の方が、実質無金利、無担保、最大5年間元本据置き融資を受けておられる方もあります。その返済が始まり出してから、企業に体力がないと、返済金が事業の経営を悪くすることもおっしゃっていました。それについて、ぜひとも支援をしていただきたいと要望をされました。また、商工会議所としっかり連携を取って、事業内容を決められると思いますが、もう少し深く連携を取って、していただきたいという要望もされました。やっぱり現場でやっておられるのは、よく分かっておられるのは商工会議所の皆さんです。事業者の皆さんです。その意見を少しでも、100%はできないのは、それは分かりますが、少しでも寄り添えるような支援事業をしていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

中小企業、農業者もそうですが、私たち議員もそうです。皆さんも当たり前、コロナウイルスの影響の中でも当たり前な給料が出て、当たり前ボーナスも出て、でも、中小企業の皆さんは必死です。生きる、死ぬをされている、そういう気持ちがありありと伝わるんです。もう少し中小企業の皆さんの心に寄り添った事業、また各窓口の対応をしていただきたいと強く願ひまして、次の大項目3の協同労働の取組についてお伺ひしたいと思います。

急速に人口減少と高齢化が進んでいます。2040年には、65歳以上の高齢者の数がピークを迎えます。一方、それを支える現役の介護や障害者サービス、子育て、困窮支援などの福祉の担い手が減る中、これらを行政だけで維持することは難しくなる中で、多様な分野での新たな担い手が必要となります。

そうした中、昨年(2020年)の第203回臨時国会において、協同労働を行う団体への法人格を認め、多様な就労の機会を創出し、地域の実情に応じた柔軟な事業展開を促す労働者協同組合法、議員立法で全会一致で成立いたしました。協同労働とは、多様な人々が地域の課題解決に向けて自ら出資し、対等な立場で意見を出し合い、人と地域に役立つための事業に従事し、それぞれの特性を生かしてサービス提供などを担っていくというものです。労働者協同組合法に類似する法人格として、NPO、民間非営利団体法人があります。同法人は、担い手の出資が認められていないため、寄附金が主な収入源となっていて、寄附文化が醸成されていない日本では、寄附を集めることは容易ではありません。設立にも公的認証が必要で、ハードルが比較的高く、福祉やまちづくりなどの20分野に限定されております。担い手の生活を支えることが目的では

ないため、報酬を追求することはできません。

これに対して労働者協同組合法は、公的な認証や許可が必要なく、3人以上の発起人の届出により設立が可能となります。現実に資することを目的とすると明記しており、事業分野に制限を設けず、労働者派遣事業以外のどんな業種の仕事も選ぶことができ、担い手には最低賃金の保障など、労働法規も適用されます。現在、協同労働の取組は各地で広がりを見せており、障害者の方が参画しているカフェ、中高年による高齢者の居場所づくりのための食堂経営、様々な事例が報告されております。5月26日のNHKの番組でも、その取組の様子が放送されておりました。その放送の中で、広島市の協同労働モデル事業の1つ、安佐南区のびしゃもん台、絆くらの取組も紹介されておりました。広島市は現在、平成26年から25団体、8月中に1団体、今月中に1団体が設立すると電話でお聞きいたしております。

協同労働組合法案の国会での議論は、2001年3月、当時の公明党の坂口 力厚生労働大臣の、多様な働き方を前提とした就労環境の整備が重要である、人々の意欲と能力が生かせる社会の実現に真剣に取り組んでまいりたいという衆議院議員本会議での答弁がきっかけとなって、超党派の国会議員で進められてきました。団塊の世代が後期高齢者となる2025年を前に、新しい働き方を可能とする法律が全会一致で成立した意義は大きいと考えます。これから一段と高齢化、少子化が進む中、またコロナウイルスの影響で財政が厳しくなる中で、三次市として、誰一人取り残さない社会を築くために、地域の担い手として協同労働組合の取組を提案したいと思っております。三次市としてのお考えをお聞きいたします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求め)

○議長(新家良和君) 中原地域振興部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 労働者協同組合法は、議員御説明のとおり、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本理念、基本原理とする組織の設立、管理等を定めたもので、昨年12月に成立したものです。この法律に基づいて設立された組織は、多様な就労の機会の創出、また地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、持続可能で活力ある地域社会の実現を目的としているものです。

本市では、合併以降、19の住民自治組織を中心としたまちづくりに取り組んでおり、地域の課題解決にも取り組んできているところです。また、各住民自治組織において、地域住民主導でのNPO法人の設立や住民出資による株式会社、合同会社の立ち上げ、また住民自治組織自らが一般社団法人の法人格を取得されるなど、各分野での雇用の創出や後継者の育成など、主体的なまちづくりに取り組まれています。同じ思いの人が集まり、自らできる範囲で出資をし、対等な立場でアイデアを出し合っ、人と地域に役立つ仕事に取り組む仕組みが協同労働であり、議員御紹介のありました広島市においても、様々な団体が協同労働の仕組みを活用して取り組んでおられます。協同労働は、主体的なまちづくりや地域の課題解決の1つの手法であり、広島市の取組も含め、各地域への情報提供等を行っていきいたいというふうに考えております。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) ぜひとも三次市としての取組を行ってほしいと思います。今、自治連とか、各地域でいろんな団体を立ち上げられて、頑張っておられます。それもその方法として、また、協同労働は協同労働のよさもあります。ぜひともこれを市民の皆さんに周知していただいて、取組を広げていただければと思います。

また、協同労働は、例えば後継者難で廃業の可能性がある中小企業の労働者らが労働者協同組合を立ち上げ、事業を継続することも期待されております。ぜひともこういう法律が成立したことを契機として、SDGsの持続可能な開発目標の理念、誰一人として取り残さない持続可能な地域を築くために、担い手として労働者協同組合への取組をしていただきたいと思います。協同労働の取組により、地域課題の解決になるよう期待しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、大項目の4に移らせていただきます。

食品ロス削減の取組について。まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスの削減をめざす食品ロス削減推進法、これは議員立法ですが、2019年5月24日、参議院本会議で全会一致で可決いたしております。具体的には、国や自治体が取組む施策として、消費者や事業者に対する知識の普及啓発や、事業者などから寄贈された未利用食品を福祉施設や災害被災地などに提供するフードバンクの支援などが盛り込まれています。食品ロス削減推進法の成立後、令和元年の6月定例議会で同僚議員が一般質問されております。そのとき、産業環境部長の答弁が、三次市環境計画における循環型社会の形成に向け、ごみ削減の取組をしています。普及啓発の活動の一環として出前講座開催、ごみの削減につながるよう周知していると、基本施策の取組については、三次市環境基本計画におけるごみ削減に向けた取組の継続、また三次市健康づくり推進計画における食品ロス削減に向けた取組、これらを継続するとともに、消費者や事業者など、各層への幅広い普及啓発活動を、庁内の関係部署が連携をして、食品ロス削減をしていきたいというふうに考えておりますと答弁されております。

また、当時の福祉保健部長は、三次市食育計画の中で、食品ロス削減のために何らかの行動している人の割合を8割以上に増やすことを重点目標に挙げ、取り組んでいると、積極的な啓発を行うために、市民向けのなるほど出前講座や三次市食生活改善推進員さんの研修会におきまして、食品ロスの内容について啓発していきますと答えられております。この答えに、今回、三次市環境基本計画の中に、ごみの排出状況が記載されております。また、資源化量についても記載されておりますが、全て増えております。ここでこういうふうに答えられて、実際は達成されてない、増えている、こういう現状の中で、今後どのように考えていくのか。

また、同法は、政府に対して食品ロス削減推進の基本方針を定めることを義務づけ、都道府県と市町村に削減推進計画を策定する努力義務を課すとしております。三次市内においても、フードバンクや子ども食堂の計画の取組が進んでおります。令和元年以降の三次市の食品ロス削

減推進計画の取組と、フードバンクや子ども食堂への支援についてお伺いいたします。

(市民部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 矢野市民部長。

[市民部長 矢野美由紀君 登壇]

○市民部長(矢野美由紀君) 食品ロスにつきまして、先ほどから議員のほうから紹介も頂きました、いろいろな取組をしていることも御紹介いただきまして、ありがとうございます。このたびの環境基本計画の中でも、なかなかごみの削減につながっていないといった、そういったことも言っていましたけれども、環境政策課、市民部といたしましても、市民への啓発の中で、しっかりごみの削減についてお願いをしているところでございます。

ごみの削減についての取組でございますけれども、食品ロスを主に考えまして、いろいろな要因が複雑に関わっておることと思っております。その中でできることから取り組む、そういったことを着実に進めていくという必要があるかと思っております。これからも、市民、事業者の皆様、一生懸命そういった、着実にごみの削減についてお願いすることを進めていきたいと思っております。

(福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 牧原福祉保健部長。

[福祉保健部長 牧原英敏君 登壇]

○福祉保健部長(牧原英敏君) フードバンク等の支援、連携について、福祉保健部のほうから御説明をさせていただきます。

フードバンクにつきましては、生活困窮、また健康づくり、地域づくり、こういったことがあるものですから、福祉保健部のほうでの対応としております。本市では現在、地域包括支援センターみよしの生活サポートセンターにおいて、缶詰やレトルト食品を、相談のあった生活困窮者にお渡しする取組を行っております。また、市の災害時の備蓄食料等も、出水期終了後、賞味期限が近いものについてはフードバンクで御活用いただくよう、生活サポートセンターへお渡しをしております。フードバンクの食品は、県内のフードバンク、これは広島市にある社会福祉法人でございますけれども、そこと連携をいたしまして、食品の確保をしているほか、市民の方からお米等の提供を受けて行っております。フードバンクの取組を実施するには、食品関連企業等と確認書等を交わし、提供する食料等の確保をする必要がありますけれども、現在、本市内で確認書等を交わしている企業はございません。議員の言われるように、フードバンクの取組をされる状況になりましたら、生活サポートセンターとそのフードバンクの運営主体と連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

また、健康増進法、先ほど議員さんのほうからもお話がありましたけれども、健康増進計画による食育の中での食品ロスに取り組む人の割合ということで目標を掲げております。これまで、市民を対象といたしました出前講座、また学校での食育月間の取組、また地域での食生活改善推進員さんの研修会、育成、こういったもので取り組んできておりますけれども、昨年は、市民への出前講座等がなかなか実施しにくいという状況もございました。今年は健康増進計画の中

間年で、中間評価をする時期になりましたので、本年度、またアンケート、意見聴取等により、市民の方の取組、意識をお聞きしてまいりたいというふうに考えております。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 食品ロス削減に取り組むことは、CO₂削減や、三次市のクリーンセンターにおいても経費削減にもつながると思います。特に生ごみが焼却の燃料がかなり要るとお聞きいたしております。また、環境計画の中で、令和元年に1人当たり172キロのごみの排出量、これを令和3年、170.28、たった2キログラムです。もう少し削減率を、キロ数を上げるべきではないかと思う。やっぱり意識をもう少し市民の方にしっかりと啓発していただいて、削減目標をしっかりと大きく上げていくことが重要だと思います。京都市においては、約20年間で食品ロスが半減しております。そういう事例もあるわけです。日本が一番焼却炉が、世界の半分は日本の焼却炉だそうです。そういう点も考えて、本当に真剣に、コロナウイルスの関連で経費が大変な中、集中と選択を執行部は言われています。そうされるんだったら、もう少し市民に啓発をしっかりとしていただいて、食品ロス削減につなげていただくことをお願いいたしまして、私の質問を以上で終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長(新家良和君) この際、議場内の換気作業のため休憩いたします。再開は14時5分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 1時55分——

——再開 午後 2時 5分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(新家良和君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

(8番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 伊藤議員。

[8番 伊藤芳則君 登壇]

○8番(伊藤芳則君) 皆さん、こんにちは。日本共産党の伊藤芳則です。質問の許可を頂きましたので、質問を始めさせていただきます。

6月16日に通常国会が閉会をいたしました。新型コロナ危機が深刻化する中で、広島県を含む9都道府県で緊急事態宣言の中で、国民の命と暮らしを守るために政治が果たす役割が問われる国会となったのではないのでしょうか。緊急事態は解除になりましたが、新型コロナウイルスの蔓延で医療体制は逼迫し、入院できず、自宅療養中に亡くなっている人が相次いでいます。このままでオリンピックを開催になれば、感染拡大の波が起こることになるのではないのでしょうか。国民も企業も6割以上が中止、延期を求めています。それでも開催しなければいけないのでしょうかということを私は述べまして、新型コロナウイルス感染症対策について質問をい

たします。

まず、ワクチン接種についてお伺いいたします。

現在、接種者は65歳以上の方となっていますが、三次市では医師会の、当初33機関となっておりましたが、現在34か所のかかりつけ医で行うことになっていますが、かかりつけ医を持っていない方、要するに元気な方、どこへ行こうか迷っておられる方もおられます。今後、65歳未満の方の接種になると、さらにかかりつけ医を持たない方は増えることとなります。集団接種の実施が必要ではないかという質問をする予定でしたが、集団接種会場をつくるということだったので、これに関連をしまして、ちょっと質問をさせていただきます。

現在、65歳以上の方の接種会場、先ほどホームページを見ましたら、18日が1万540人で、その後、650人ぐらい増えておったと思います。かかりつけ医を持たない方の接種が、これから進んでいかないのではないかということが考えられます。医師会、34の施設、着実に進んでいるとは言えないと思います。

それで、6月28日から64歳以下の方への接種券の一斉発送ということです。基礎疾患のある方から予約を受け付ける、それから、また7月20日から一般の方の受付ということになっているように思いますが、基礎疾患のある方とない方の見分け方というか、発送の仕方、どのようにされるのか、まずお聞きします。

(福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 牧原福祉保健部長。

[福祉保健部長 牧原英敏君 登壇]

○福祉保健部長(牧原英敏君) まず、基礎疾患のある方の定義でございますけれども、基礎疾患の病名であったり症状、また障害の程度、これを国が示しておりますので、これにつきましては広報等でのお知らせ、また通知の中に入れようと思っておりますけれども、この方の情報につきましては、市のほうは持ち合わせておりません。これにつきましては、皆様に28日に発送いたしまして、その中で自己申告という形で、それぞれのかかりつけ医の方に御相談、お申込みを頂きたいというふうに思います。

それから、先ほど議員のほうからありました、個別接種できる医療機関が、現在、36の医療機関のほうで実施をさせていただいておりますけれども、かかりつけ医を持たない方の御発言があったことから、少し御説明をさせていただきますけれども、現在、約91%の方がそれぞれの医療機関のほうにお申込みを頂いている状況です。かかりつけ医の御質問がございましたけれども、丁寧にそれぞれの接種ができる診療所のほうを御案内させていただいている状況となっております。

(8番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 伊藤議員。

[8番 伊藤芳則君 登壇]

○8番(伊藤芳則君) ありがとうございます。36機関で91%ということで、かなり申込みが進んでいるんだろうと思いますが、これからまた医療機関での接種ということになると、多い医

療機関においては、かなり待たされるというような方も中におられるように聞いております。ということで、どうなんでしょうか、65歳以上の方も集団接種ができるようになるんですか。そのことをお聞きします。

(福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 牧原部長。

[福祉保健部長 牧原英敏君 登壇]

○福祉保健部長(牧原英敏君) 65歳以上の方でございますけれども、対象者の方は、現在、約60%の方が第1回目の接種のほうを既に終わられております。第2回目のほうが、大体7月中には皆さん、御希望される方については接種が完了するという見込みで進めております。集団接種につきましては、7月20日から申込みを受け付けますけれども、8月からを想定しております。これはワクチンの確保とか、そういったいろんな事情がございます。これまで高齢者の方で接種されてない方がおられれば、当然こちらのほうへも申込みいただけますし、かかりつけ医のほうでも引き続き接種をしていただけるという体制を整えております。

(8番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 伊藤議員。

[8番 伊藤芳則君 登壇]

○8番(伊藤芳則君) ありがとうございます。両方で、どちらも受けられるということですよね。それで、もう一つお聞きします。中央病院で接種するという事なんですが、これ、中央病院の場所はどこになるんでしょうか。

(福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 牧原部長。

[福祉保健部長 牧原英敏君 登壇]

○福祉保健部長(牧原英敏君) 中央病院の接種会場ということですが、実施主体は三次市になります。休日の中央病院の1階をお借りさせていただいて、接種のほうを現在計画しております。

(市民病院部事務部長 片岡光子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 片岡市民病院部長。

[市民病院部事務部長 片岡光子君 登壇]

○市民病院部事務部長(片岡光子君) 中央病院での接種会場の場所という御質問でございます。中央病院の1階ロビーを中心にいたしまして、内科の待合前辺りを待機場所というふうに、今計画をしております。薬剤科の前のロビーも広く取っておりますので、受付の待機場所、また接種後の待機場所というふうに、1階ロビー、それから内科辺りの注射室前を広く使って、接種会場を準備するように予定しております。

(8番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 伊藤議員。

[8番 伊藤芳則君 登壇]

○8番（伊藤芳則君） ついでで申し訳ないんですが、1日に何人接種が受けられることになるんですか。休日のみということになると、1週間に2回、土日ということになるんですか。そこをちょっとお願いします。

（市民病院部事務部長 片岡光子君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 片岡市民病院部長。

〔市民病院部事務部長 片岡光子君 登壇〕

○市民病院部事務部長（片岡光子君） 議員おっしゃいますように、中央病院を会場とします場合、やはり平日は外来がございまして、土曜、日曜の週末の集団接種の会場とするように準備しております。

また、1日に接種可能な件数ですけれども、こちらはワクチンの入荷状況にもよりますが、1日に600人接種可能だと、今、準備のほうを行っております。

（8番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 伊藤議員。

〔8番 伊藤芳則君 登壇〕

○8番（伊藤芳則君） ありがとうございます。ぜひとも早急に市民の皆さんが接種できる体制をつくって、接種が終わるようにしていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

続けてもう一つ、コロナの関係ですが、学校の新しい生活様式についてお聞きいたします。

2月18日に、マスクをつけて体育授業で小学生が亡くなるという悲しいことが起こってしまいました。自己責任でということ、小学5年生の児童には、自己責任ということになれば、重過ぎるのではないのでしょうか。マスクを外す判断を子供に委ねるのは大変危ないのではないかと。また、子供によって、苦しくても苦しいと言えない性格の子もいるんじゃないのでしょうか。子供任せにすることはできません、そういうふうにあります。

学校の新しい生活様式のマニュアルを見ておりましたら、2020年、去年の5月28日に第1回の公表がっております。今年の4月28日にバージョン6ということで、ページ数にして82ページに及ぶものがありました。先生方の対応も大変ではないかというふうには思いますが、さらには5月21日、学校宛ての事務連絡がありました。「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」というのを見つけましたが、運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮し、学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、地域の感染状況を踏まえ、児童生徒の間隔を十分に確保するなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じることが必要であるというふうになっております。その下記というのが、下のほうに書いてあったのが、体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時間等を総合的に考慮しながら、様々な感染リスクへの対応を講じることが必要となりますので、引き続き御配慮願いますというものでした。指導の対応についてですが、先生方にどこまで周知徹底が三次市としてはできているのか、また子供たちへの対応はどのようになっているのかお聞きします。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐教育次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) それでは、私のほうから答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症のマニュアルとして、文部科学省が作成をいたしました「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル『学校の新しい生活様式』』とあります。確かにこれはかなり分厚いものでございまして、これを、ポイントを絞った形で、市の教育委員会としては三次市バージョンをつくって、学校へ配布させていただいて、三次市バージョン、ポイントを絞ったもので、学校から児童生徒、あるいは教職員も含めて、感染症対策を行っていただいております。

さらには、緊急事態宣言が発出されたときなど、状況が変わったときには、そのたびに各小・中学校へ学校対応の留意事項を通知して、改めて学校の新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準を周知徹底しております。今回も、広島県の緊急事態宣言が解除されたことに伴いまして、緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策期間における学校対応の留意事項ということで、各小・中学校へ分かりやすい通知を発出しております。

マスクの着用についても、今の文科省がつくっておるマニュアルにもありますし、それを基にした三次市版のガイドラインのほうにも、マスクの着用については記載をしております。ただ、マスクの着用については、基本的には、身体的距離が十分に取れないときには常時マスクを着用するように指導しております。ただし、学校の新しい生活様式、三次市のガイドラインもそうですけれども、体育の授業においては、原則マスクの着用は必要としないということを明記して、指導しております。だんだんと気温が高くなって、マスク着用により熱中症のリスクが高くなるおそれもあります。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させるよう指導をしているところであります。

また、学校では、児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じたときにはマスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするように指導もしておりますし、自身の判断でも適切に対応できるよう、今後とも指導を行っていきたいというふうに考えております。

(8番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 伊藤議員。

[8番 伊藤芳則君 登壇]

○8番(伊藤芳則君) ぜひとも子供さんに無理が行かないように、子供さん任せでなく、教師の皆さんも苦労がありますが、ぜひともコロナ対策の中、頑張っていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、学校規模適正化についてお聞きいたします。

学校規模適正化検討委員会の答申が出ましたが、全国的に人口減少、少子高齢化、子供の数は減少しておるのではないのでしょうか。これも、地方においては、小規模校は増加の傾向にあ

ります。過疎地域においては、学校の統廃合が実際行われております。三次市では、通学区域自由化をこの間してきました。この影響が、少人数になった1つの原因ではないかと考えられます。答申に、再検討されるべきであると考えますとしております。今後、このことについてのどのように考えておられるのか、まずお聞きします。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 昨年度開催をしました三次市学校規模適正化検討委員会では、小・中学校における教育機会保障の制度的基盤となっている学級、学校の規模や学校の配置に関し、児童生徒に豊かな教育、学習機会を保障するための議論がなされたところでございます。この中で、自由化制度についての議論もされました。3月に頂きました答申も、そのことは議論すべきであるというような内容でありますので、今後、この答申を受けての方針決定の際には、自由化についても検討していくように考えております。

(8番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 伊藤議員。

[8番 伊藤芳則君 登壇]

○8番(伊藤芳則君) 今から検討されるということなのですが、今まで起ってきたことを、教育委員会としては、そういうことは考えてきていないということで、このまま今の状態は続くということですね。自由化ということの中で、小学校の生徒さんがよそへ行くということで、減っているという事実もあるのではないのでしょうか。答申の中にもその数字が出てきておりました。ということで、ぜひともそのことも含めて検討して、考えていただきたいというふうに思います。

次の少人数学級についてちょっとお伺いいたします。

学校規模適正化の検討をスタートさせていく時期の目安というのがありました。小学校、全学年が複式学級である完全複式、もしくは2つの学年で児童がゼロになった時点、中学校においては複式学級となった時点となっております。検討するということは、少人数複式学級では駄目だという考え方なのではないでしょうか。切磋琢磨できないからとか、複式学級では学力が低下するなどの、そういう理由が必ず挙げられます。これらの理由は、本当の理由になっておるとは思いません。小規模教育、僻地教育、また複式教育についての研究もしっかりなされております。複式学級がいけないのかどうなのか、そのこともお聞きします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) まず、検討委員会でお示しを頂きました答申についてでございますけれども、これが最終結論ということではございませんので、これからまたこの答申を受けまして、改めて教育委員会会議、あるいはまた市長との総合教育会議等も踏まえて、最終的な方針を詰

めていくという予定でございます。

そのことをまずお知りおきいただいた上で、少人数であるからいけないと、そういうことではございません。もちろん少人数での授業というのは、現在、市内の学校でも行われているところでございますし、そして、そういう中で豊かな教育活動も展開されているということは理解をしているところでございます。

一方で、一定以上の人数が必要な文化、スポーツ、あるいはまたICTツールという新しい今の時代に応じた活用というふうなものでいえば、そういったところで、まだ補完し切れない活動、あるいは学習というようなところもございます。そういう中で、目的は、子供たち一人一人に確かな学力をつけていくこと、あるいはまたこれから求められていく時代に対して、自分で主体的に課題を見つけて、そして解決を図っていくという、そういう主体的な考える力、あるいは行動する力、そういったものをつけていくために、どのような環境が最適なのかということを常に検討していくということは重要だというふうに考えております。

答申の中でも、ICTツールを含む効果的な学習の活用でありますとか、あるいは規模の大小に関わらず、市内全域を視野に入れて、児童生徒数の推移、あるいはまた教育学習活動の充実を図るという観点から、学級や学校の規模やその配置は不断に検討する必要があるということも示していただいているところでございます。そういったところを踏まえまして丁寧に、これからまた議論を進めてまいりたいと考えております。

(8番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 伊藤議員。

[8番 伊藤芳則君 登壇]

○8番(伊藤芳則君) 学校規模適正化の検討ということでお聞きしまして、児童生徒や保護者、また地域住民、教職員、教育委員会がしっかりと連携しながらということで、学校規模及び配置の適正化に向けた具体的な方策に積極的に取り組んでいくことが望まれますということもあります。ということは、コミュニティ・スクール導入ということに近づいてきているんじゃないかと思います。自治組織は、まちづくりの基本に、小学校区の単位となっています。地域行事を通して、地域との交流を始め、定住対策にも取り組んでまいります。これらの取組との関係では、今後考えていただかなかきゃならないと思いますが、続いて、その次のコミュニティ・スクールの導入についてちょっとお尋ねをいたします。

コミュニティ・スクールについては、地域住民や関係者が学校と協働で行う学校運営協議会の設置が努力義務となっていますということですが、一方で、小中一貫校の実施をめざしているのではないかと思います。まず、コミュニティ・スクールですが、教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営と、そのために必要な支援について協議する合議制の機関のことですということになっております。ということは、教育委員会からの任命ということになれば、教育委員会の意向を酌む者に偏りかねんのではないかと、また、今までの学校運営ではいけないのか、なぜコミュニティ・スクールが必要なのかお聞きします。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長（新家良和君） 甲斐次長。

〔教育次長 甲斐和彦君 登壇〕

○教育次長（甲斐和彦君） コミュニティ・スクールですけれども、学校運営協議会の委員は、地域の住民の方、あるいは保護者の代表の方などから教育委員会が任命をすることとなっております。学校運営協議会を有する中学校区の校長の意見を参考に、保護者の代表の方や、これまで学校に積極的に関わってくださった地域の方などを任命しますので、教育委員会の意向を酌む方ばかりを任命するということはありません。学校や教育委員会だけでは気づくことのできなかった地域の魅力や、学校運営を行う上での課題、そういったものを共有することができる組織になるのではなかろうかというふうに考えております。

それから、学校運営協議会の設置については、平成29年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これが改正をされまして、学校運営協議会を置くように努めなければならないという努力義務が課されたところであります。三次市においては、平成23年度から三次市小中一貫教育を実施し、義務教育9年間の学びや育ちをつながりのあるものとして捉え、中学校区の小・中学校が教育目標やめざす子供像を共有し、子供たちの能力や個性を豊かに伸ばすために取り組んできたところでございます。近年の核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化など、家庭や家庭を取り巻く社会状況の変化の中で、学校だけで児童生徒を教育していくことは難しい状況が見られることなどから、今後は、小・中学校と幼稚園や保育所、高等学校との縦のつながり、あるいは学校、家庭、地域が協働する横のつながりをさらに充実させ、地域ぐるみで児童生徒を育む必要があるというふうに考えているところでございます。学校が、保護者代表や地域住民の方とともに学校運営を行うコミュニティ・スクールを導入することで、これまで取り組んできた小中一貫教育の取組をさらに充実、発展させたいというふうに考えております。

（8番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 伊藤議員。

〔8番 伊藤芳則君 登壇〕

○8番（伊藤芳則君） 結局は、今やっておるようなことをやっていけば、別にコミュニティ・スクールということで教育委員会が任命するとか、校長が基本の説明をして行っていくということは必要ないんじゃないかというふうに思います。これ、進めていくということは、結局、小中一貫校へ進んでいくんじゃないかというふうに本当に危惧しておるところで、よその自治体では、そこから小中一貫校へ進んでいっている事例も聞いております。もちろん住民の皆さんが反対して止めたというのもあります。そこら辺のところを考えれば、今ある学校の独自性というものをしっかりつかみながら、あえてコミュニティ・スクール、だから、先ほど言いましたように、コミュニティ・スクールは、教育委員会が任命しなければ駄目なので、この人は駄目とはすぐならんとは思いますが、やっぱり意向の人は寄せることになりかねんのではないかとこのことを大変危惧しております。

さらには、中学校の代表、校長が中学校区の小中一貫教育の基本方針を説明する、つまり教

育委員会の意向を校長が進めるということは、一方的に進めていかれると、それを運営協議会から承認を得る。意向の者ばかり集まってやっているということにもなりかねんのではないかということをお大変危惧しておるんで、このような体制のものは今する必要はなくて、今までどおりでよろしいのではないかというふうに思うんですが、そこら辺の考え、もしお聞かせできればお願いします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) コミュニティ・スクールについての概念とかイメージについて、少し御説明をさせていただきますと、今行っている学校の教育活動や、あるいはまた保護者、地域との連携、あるいはまたいろんな関係機関もつないだ中で子供をしっかりと育てていく、そういうことについては何ら変わりはありません。それは今までも、例えば学校には学校評議員という制度がございます。この学校評議員というの、校長から推薦を受けて、教育委員会が委嘱をするというシステムで、今、そういった形でお務めをしていただいているという制度があります。そういうことをいえば、学校についていろいろと、例えば子供の教育、あるいはまた家庭教育へのいろんな関わり方、あるいは地域との連携、そんな在り方を、学校だけではなくて、いろんな力を借りたい、あるいはもっと当事者意識を持っていただいて、地域ぐるみで子育て、あるいはまた教育をしっかりとやっけていける、そういうシステムに移行していくということ積極的にやりたいというのがコミュニティ・スクールの趣旨でございます。

したがって、今、三次に必要なのかということについていえば、例えば人口減少や少子高齢化、あるいはまた高度情報化というふうなものが進んできておりますけれども、そういう中で、これから、今育てている子供たちがしっかりと三次のことを知る、あるいは魅力を感じて、そして育てていく、そういう中で、しっかりとこれからは生きる力をつけていく、そうすることは、いろんな力を借りていくことがどうしても必要だというふうに思いますし、それをしっかりと保護者の方も、地域の方も当事者として関わってください、そういうことがコミュニティ・スクールの趣旨でございますので、今なら三次もしっかりしたつながりを持っていただいて、教育活動を展開していただいております。したがって、今の三次の財産をしっかりと生かしながら、学校を中心にして、それぞれの関係機関や保護者や地域の方がつながり合っていただく中で子供をしっかりと育てていく、そういう体制をどこの校区でもつくっていくという取組を積極的に進めていきたいというふうに考えております。共々に、議員の皆様にも一緒に協力をしていただくことで進めていけるのではないかというふうに考えております。

(8番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 伊藤議員。

[8番 伊藤芳則君 登壇]

○8番(伊藤芳則君) いや、だから、今やっておることじゃいかんのですかという思いがするんですが、これは私の思いだけになりますので、ちょっと次のことも含めて質問させてください。

先ほども言いましたが、小中一貫校が基本ということになってくるんですが、このまま小中一貫校を進めていくということは、学校の統廃合に関連してくるんじゃないかと非常に危惧しております。今現在、一体型の小中一貫校は1校ですが、連携型の複数小学校はということになれば、1校になるように統合を進めていく方向になっていくのではないかとこのことを私は大変危惧しております。小中一貫校のメリットばかり並べて、中1ギャップが減少しているとかいうことが書いてあるんですが、この逆もあるんじゃないかと。6年生の高学年としての意識のなさ、中1でリセットができないだとか、中学校へ上がる怖さもあり、期待感もある、何か新しいことができるんだというワクワク感がなくなるという、こういう事例も聞いております。これらのことを考えれば、型へはめたような小中一貫校にする必要はないのではないかと。特に小規模校では、地域との連携もしっかり行われております。それよりも、小規模校の児童の減少の対策を、地域住民の皆さんと検討していくことが必要なんじゃないかと、また、中心部へ集中するのではなく、地域を守ることにつなげていくことができるのではないかと思います。コミュニティ・スクールの導入ということで、小中一貫校から統廃合へつなげていくことになるのではないかと、非常に危惧するんですが、そういうことはないでしょうか、お聞きします。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) コミュニティ・スクールは、これまで三次市が行ってきました小中一貫教育をさらに充実、発展させていきたいという思いで、今までの小中一貫教育をさらに強固なものにするというところを目的としておりまして、これを統廃合につなげていくという考え方はございません。

(8番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 伊藤議員。

[8番 伊藤芳則君 登壇]

○8番(伊藤芳則君) それはつなげていかないということで、私、聞いておきますので、よろしくをお願いします。でも、統廃合という問題が1つは出てくるんじゃないでしょうか。公共施設等総合管理計画というものがあります。この一環で、学校の計画ということも含めて考えていけば、統廃合も含めて考えなきゃならないんじゃないかというふうに思うわけです。本当に子供のこと、また地域のことを考えるなら、学校の統廃合計画が公共施設等総合管理計画の中に入ってしまうというのはいかがなものかというふうに思うんですが、どのように考えておられるのでしょうか、よろしくをお願いします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 細美総務部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 公共施設等総合管理計画は、公共施設等の長期的な視点を持ちまして、

更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことによりまして、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置、これを実現することを目的として策定しております。その目標実現の過程の中において、削減数を数値目標として表しておりますけれども、繰り返しのようになりますが、あくまでも施設の状況の視点のみで施設の削減等を考えるものでございませんで、学校の統廃合につきましては、学校規模適正化の議論の中において検討されるものと承知しております。公共施設等総合管理計画のみで決定するものではございません。

(8番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 伊藤議員。

[8番 伊藤芳則君 登壇]

○8番(伊藤芳則君) 当然総合管理計画だけでは決められないということですが、先ほども申したように、教育委員会から、コミュニティ・スクールをつくっていったら、その中でもう統廃合しようというような意見が出始めると、これはとんとんと進んでしまう可能性があるということで、私、大変危惧しております。ぜひとも、先ほど答弁あったように、一貫校へは行かないという考えでおられるなら、そのことを最後まで通して、地域の子供たちをどう増やしていくのかという対策も一緒になって考えられる教育委員会になっていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。保育所の規模適正化の問題についてお伺いをいたします。

これもまた少子高齢化、子供の数は減少しておる状態であります。保育所の20人未満が規模適正化推進計画として、人数だけが先行して、一方的な統廃合ということになっているのではないかと思います。配慮すべき事項として、保護者、地域の理解を得るため、あらかじめ十分な期間を設け、説明会などにより必要な情報提供を図りながら、不安を払拭するとしています。地元の皆さんは、保育所の交流などで、地域の活性化や過疎対策の一環として取り組んでおられます。説明会では、保護者や地域住民と一緒に向かって、協議するということになっております。子供が減った原因はどこにあるのかや、増やすための対策を協議することが必要ではないかと思います。このような考え方はないのでしょうか、また、十分な期間というのはどのくらい考えておられるのか、まずお聞きします。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 松長子育て支援部長。

[子育て支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て支援部長(松長真由美君) それではまず、三次市の就学前の児童の少子化の状況でございます。三次市の就学前児童数につきましては、令和2年策定の第2期三次市立保育所規模適正化後期推進計画で示しておりますように、平成25年の2,752人から、令和2年には2,176人と576人減少、率にして20.9%減少しております。これに伴いまして、市街地以外の一部地域におきましては、入所児童数が著しく減少し、年齢別クラスによる集団保育ができないという状況がございます。

規模適正化の基準でございます。先ほど、人数のほうが先行しているのではないかとということでございますが、保育所の規模適正化では、3歳以上で1クラス当たり10人以上とする中で、段階的に進める観点から、第1段階として、入所児童数がおおむね20人以上、かつ今後2年以上おおむね20人以上の保育需要が見込める場合を存続の基準としております。推進計画における規模適正化対象保育所というのは、実際にはさらに児童数が減少して、10人未満となった段階で対象保育所として選定しております。河内保育所につきましては、5人となった段階で話し合いをスタートいたしましたけれども、これまで規模適正化対象保育所になった八幡保育所、安田保育所では、6人となった段階で話し合いをスタートしているというような状況でございます。

それから、地域、保護者等との話し合いの期間ということでございますけれども、期間につきましては、明確な定めはございませんが、基本的には、推進計画の中で示した期間である約2年程度というふうに考えております。地域の方、保護者の方と協議をしていくということで、保護者の方や地域の方の理解を得るために、また統合に対する不安の払拭のために、話し合いに十分な期間を設けることというのは重要でございます。ですが、一方で、話し合いが長引き、少人数の保育が継続するということは、子供に集団での育ちを保障できないことにつながり、望ましくはありません。子供のことを一番に考え、集団での育ちを保障する観点から考えますと、地域や保護者の方との話し合いというのは、可能な限り速やかに進めるべきと考えております。

(8番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 伊藤議員。

[8番 伊藤芳則君 登壇]

○8番(伊藤芳則君) 河内の保育所の問題が出たので、その次の質問になるんですが、その前に、期間が2年とか、話し合いとかいうことですが、結局、説明会にしかなくてないんじゃないかというのが、説明会を行うという文章になっていますので、説明会というのは一方的に説明をすると、それで意見は聞いて帰るとというのが説明会、これで説明をしました、市民の皆さん、了解してください、それで押し切ろうと思っておられるんじゃないですか。

河内保育所について申しますと、まず今年の8月25日に全員協議会へ提出されて、保育所統合計画が出ました。10月16日に地元説明会です。来年の4月を目安に愛光保育所へ統合する計画です。これは説明会なんです。説明のみで、意見は聞かれましたが、協議をすることはしておりません。一方的な、結論ありきのやり方ではないかと私は思います。事前協議で対策を考えるなど、違う方法の進め方があるんじゃないでしょうか。河内保育所は、3歳児未満は入所できませんでした。できないから、他の保育所へ子供を連れていかなければならない。近いのが、三次町にある愛光保育所です。当然4歳になるときも、そのまま保育所におられます。そうすると、友達もできるということで、小学校も三次小学校へ行くことになります。交友関係のある児童が通学しているためというのが理由に挙げられております。このような流れになってきているんです。

河内保育所の保護者の皆さんは以前から、保護者から3歳未満児の保育を要望しておりまし

た。さらに、昨年の12月には存続を求める要望書を提出し、今年の4月から未満児保育の2年間試行を要望して、提出いたしました。これまで何の対応もないということです。このまま来年の4月を迎えることになってしまうということで、説明会ではなく、協議する場、対応についてしっかりと協議する、子供たちを何らかの形で増やさんと、確かに来年で、このままいけば減らされる、今年、3名です。来年、このままいけば2人になってしまいます。確かに集団保育はできませんという状況です。協議をする場というのをしっかりと設けていただきたいと思いますが、そこら辺の考え方は、説明会だけなのでしょうか。

それと、先ほど申した2年間、4歳児未満の受入れを試行でやっていただくことはできないのでしょうか、お聞きします。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 松長子育て支援部長。

[子育て支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て支援部長(松長真由美君) まず、河内保育所を規模適正化対象保育所に選定したこれまでの経緯でございます。市では、平成30年11月に第2期三次市立保育所規模適正化基本方針を策定し、同時に三次市立保育所規模適正化前期推進計画を策定しました。前期推進計画において、規模適正化の基準に該当する保育所として、河内保育所を含む5つの保育所を挙げ、そのうち八幡保育所は、3歳から5歳までの入所見込みがその後2年間とも10人未満であるなどの理由から規模適正化の対象保育所とし、令和元年度末をもって吉舎保育所へ統合したところでございます。河内保育所につきましては、令和2年8月策定の規模適正化後期推進計画においても、規模適正化の基準に該当する5つの保育所の1つで、3歳から5歳までの入所見込みがその後2年間10人未満であることや、他地域からの受入れなどのこれまでの入所動向等から規模適正化の対象保育所といたしました。

地域や保護者との協議は、これまでと同様に、規模適正化推進計画の策定以降に開始しております。また、保護者に対しましては、平成30年度の第2期規模適正化基本方針及び前期推進計画策定時には、三次市保育所保護者会連合会の会議において、各保育所代表へ基本方針及び計画等を配布し、説明を行ったところです。

それから、3歳未満児保育についての要望書でございますけれども、令和2年12月21日付で提出されました河内保育所の存続を求める要望書で、令和3年4月から2年間、1歳児からの3歳未満児保育の試行の要望が出されましたが、3歳未満児保育の実施は、試行であっても乳児保育の環境整備と保育士の確保が必要であり、実施は困難、しかし、3歳未満児保育が実施されるものとして、保育所全体の入所児童数がおおむね20人以上の見込みが提案されるのであれば、令和3年度において、満1歳からの3歳未満児保育の実施を検討しますというふうに回答しているところでございます。河内保育所の入所児童数は、平成30年度に10人を切ってから年々減少し、令和2年度は5人、令和3年度、今年度は3人という状況です。また、後期推進計画に示しているとおり、地域内のゼロ歳から5歳までの児童数推計は、令和2年度以降10人以下となっております。3歳未満児保育を開始するには、地域に一定程度の子育て家庭や乳幼

児が居住し、保育所利用が継続して見込めることが必要なことから、これまで3歳未満児保育を実施しなかったものでございます。

地域の方と向き合っただけの協議ということでございますけれども、先ほどの繰り返しになりますが、保育所規模適正化の対象保育所に選定された時点で既に入所児童は5、6人になっておりまして、幼児期に必要とされる集団の育ちを保障できないというような状況にございます。当然規模適正化は保育環境の充実と保育の質の向上を図るための取組でございますので、その理解を得るため、地域や保護者の皆さんとの協議、話し合いというのに時間を要するというところも考えられますけれども、子供たちにとっては集団の育ちを保障できない環境にあることが継続するということを思えば、適切なスピード感を持って話し合いを進めていく必要があると考えているところでございます。

(8番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 伊藤議員。

[8番 伊藤芳則君 登壇]

○8番(伊藤芳則君) 結局、少人数になってしまったから集団保育ができないという結論で、もう統合しかない方向ということで、説明会をされても、多分その問題しか言っていないと思いますが、でも、地域にとっては、保育所があって、小学校がある、中学校は三次中学校ですけども、あるということで、地元の皆さんがどれだけ元気を出して頑張ってきたか、保育所との交流、敬老の皆さん、高齢者の皆さん、交流しておられます。小学校ともやっておられます。そういうことも含めて、地域というのは成り立っておるんです。たとえ1人、2人になったとしても、保育所があるかないかというのは、地域にとって大変重要なことになってくると思います。それを、例えば昨年の時点を出してきて、残りが1年、半年しかない中で、今、地元の皆さん、一生懸命協議をしておられますが、なかなかいい知恵は浮かんできません。ただし、何とか残す方法はないか、今検討しておるところですけども、もう一方的に人数が減ったからなくなる、1年半で。それは当然予測というのはありますから、出てくる問題です。多分、これ、小学校の問題にも出てくるだろうと思います。人数が減ったから、学校を統合すればいいんじゃないかと、その地域に保育所と小学校があるということで、じゃ、河内に住んでみようかということも考えられる、それがなかったら、もう全然河内というのは存在しない部落にということか、地域になってしまうんじゃないか、皆さん、素通りして君田へ行かれるんじゃないかという気もいたします。そういう意味からも、何とか保育所を残す手だてを、人口を増やす、人を増やす、そういうことも含めて、子育て支援部の皆さんも力を出していただきながら、ぜひとも考えていただきたい。一方的な説明会ではないということを最後に申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長(新家良和君) この際、議場内の換気作業のため休憩いたします。再開は15時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 2時59分——

——再開 午後 3時10分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（新家良和君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（2番 重信好範君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 重信議員。

〔2番 重信好範君 登壇〕

○2番（重信好範君） 市民の声の重信好範でございます。議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。執行部の皆さんにおかれましては、市行政が市民の皆さんへ寄り添う姿勢がしっかり伝わる御答弁をよろしくお願いいたします。

質問に入る前に、三和町のシンボル、美波羅川沿いの千本桜が、今年も見事にきれいに桜が咲きました。今年で植樹33年目を迎え、地元の皆さんに大切に育てていただいていることに心より感謝申し上げます。また、この千本桜は、単に美しく桜が咲いている以上に、コロナ禍ですが、皆さんの地域を思う心、地域を愛する心が一輪一輪花となって咲いているように思えてなりません。

それでは、質問に入ります。大項目1つ目の令和3年度施政方針から見える市政の方向性について2点御質問いたします。

まず、1点目の第2期三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略の方向性を、田園都市とデジタルでつながる三次に掲げておられますが、3月議会の総括質疑の中で、市長答弁は、DXでは、デジタル技術による市民サービスの向上、あるいは事務の効率化といった行政分野でなく、暮らしの分野においても便利にすると御答弁いただきました。デジタル化によって、具体的にどのように変革されるおつもりでしょうか。

また、市民の皆さんへどのようにデジタル化を見える化していこうとされるのか、併せて御所見をお伺いします。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） 質問にお答えいたします。

三次市におきましては、本年の3月にDX推進の取組の分野、あるいは方向性を市民の皆様にお示しするという事で、三次版スマートシティ構想を策定いたしました。三次版スマートシティ構想につきましては、ICTの利活用によりまして、先ほど御指摘を頂きましたけれども、現在本市が抱えている社会課題を解決する、あるいは市民の暮らし、あるいは仕事といった部分を便利で豊かにしていくといったようなことを目標に掲げ、持続可能なまちづくりを実現するという事につなげていきたいというふうに考えています。

今年度につきましては、そういったデジタル技術を活用した市民サービスの拡大とともに、DXの取組を分かりやすく市民、事業者の皆様にお伝えすること、そして子供からお年寄り、

高齢者の方まで、広くデジタル技術に触れていただくこと、あるいは官民協働でデジタル技術の活用を考えていく取組などを推進しながら、デジタル化に向けた取組を行いたいというふうに考えております。

あえて例を挙げさせていただくと、暮らしの中でのデジタル化、例えば昨年度の事業でキャッシュレス事業を行ったところでありますけれども、コロナによって接触する機会を減らすということ、そしてキャッシュレスを推進することによってデジタル化の取組を加速化させること、そういった取組をやったことで、市民の皆さんの、今までお金を出して当たり前で買物していた感覚が、デジタル化によってそういった取組につながっていること、あるいは行政と市民の部分でいいますと、この6月からA Iチャットボットを導入いたしましたけれども、このA Iチャットボットによりまして、新型コロナウイルスの情報であるとか、あるいはごみの分別収集であるとか、そういったことに取り組む中で、デジタルの見える化というのに取り組んでいるところであります。あくまでも今の2つは1つの例として示させていただいたものでありまして、そのほかにおきましても、市民の皆様が暮らしの中で実感して「デジタルになって便利になったよね」というふうに言っていたような取組に、今後も積極的に取り組んでいきたいというふうに考えています。

(情報政策監 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 上谷情報政策監。

[情報政策監 上谷一巳君 登壇]

○情報政策監(上谷一巳君) それでは、私のほうからは、見える化という観点から御答弁をさせていただきます。

まず、身近に感じられるデジタル技術をお伝えし、触れていただくことが一番の見える化であろうと、こういうふうに考えます。本年度に入りまして、先ほど市長よりキャッシュレス化、それからごみの分別等、実績の答弁がございました。併せまして5月から、G I G Aスクールに加えて、モデル校5校に人型ロボット、ペッパーを導入いたしました。プログラミング学習だけではなく、環境問題や防災についてもペッパーを活用した学習を行ってまいります。また、さらに7月7日、来月7日には三次市官民協働D Xコンソーシアムを設立し、官民が連携してデジタル人材の育成やI C Tリテラシーの向上、対話による地域課題の共有などに取り組むこととしております。また、8月初旬には、市民の皆様にデジタル技術を身近に感じていただく取組といたしまして、高齢者の皆様に対象にスマホ教室を開催します。スマホがどんなものか試してみたい方、これからスマホを使ってみたいと考えられている方に御参加いただきたいと思います。今後もD Xの取組により市民の生活を便利で豊かにし、安心して住み続けられる持続可能な田園都市づくりを進めてまいります。

(2番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 重信議員。

[2番 重信好範君 登壇]

○2番(重信好範君) 市長から丁寧な説明を受けました。市民の皆さんからよく言われる言葉が、

A I だの、D X だのという横文字が、やはり市民になかなか周知されてないということも、広報みよしのほうに入れていただくのを希望いたしますし、先ほど、次の質問を考えていたんですが、高齢者向けのスマートフォン教室の日取りは分かりました。

それでは、事業所向け、企業に向けてのセミナー開催状況については、ここ2か月たちましたが、どのような取組状況でしょうか。

(情報政策監 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 上谷情報政策監。

[情報政策監 上谷一巳君 登壇]

○情報政策監(上谷一巳君) スマホにつきましては、先ほどお話をさせていただきました。現在、老人クラブ連合会と調整を図っております。予定としては、市内18会場で行う予定しております。当初は、今月6月から開催するというので準備を進めておりましたけども、新型コロナウイルスの感染拡大、また非常事態宣言等の発令によりまして、開催を見合せたところでございます。

事業所向けのセミナー、また講習会につきましては、今年度は2回程度開催を予定しております。こちらでもコロナの感染状況等によりまして、1回目の講演会を、先ほど答弁させていただきました、7日にコンソーシアムを設立する予定でございます。この設立記念講演会として、7月7日にまず第1回目の講演会を開催していきたい。この講演会では、インターネットでのライブ放送を行うなど、できるだけ多くの方に御参加いただけるよう工夫をしてみたいと、こういうふうに準備を進めているところです。

(2番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 重信議員。

[2番 重信好範君 登壇]

○2番(重信好範君) 市内18か所で高齢者向けのスマートフォン教室をされるということでした。高齢者の方によく話を聞くと「1回、2回だけ講習を受けたんじゃ、うまくこなせないよ」というお声も頂きます。ぜひとも工夫しながら研修会を行っていただきたいと思います。

そして、次なんですけども、デジタル化を否定しているわけじゃないんですけども、コロナ禍で突然やってきたリモート革命の中で明らかになったことが、高齢者世代や障害者の方々の情報格差について、本市としてどう捉え、今後、高齢者世帯等の情報格差の解消に向け、どのように取り組んでいかれるのか、御所見をお伺いします。

(情報政策監 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 上谷情報政策監。

[情報政策監 上谷一巳君 登壇]

○情報政策監(上谷一巳君) デジタル技術を活用した様々なサービスでございますけども、これは本市だけではなくて、長期的な視野も必要であろうと、全国的にもまだまだかなりの時間を要するものというふうに考えております。デジタル技術の活用はあくまでも手段であり、目的ではございません。デジタルトランスフォーメーションを進めていく中で、手段の選択肢を増

やしていこうと、こういうことでございます。例えば手数料など、キャッシュレス決済化では、従来の現金での支払いもできます。また、電子申請においても、紙での申請も受け付けます。丁寧なサポートを行う中で、御利用できない方を取り残すことがないように取組を進めてまいります。

一方で、先ほど答弁させていただきましたデジタル技術やスマホ等に関心のある方、扱ってみたいと考える方には、高齢者向けのスマホ教室の開催や事業所向けセミナー等を開催することで支援を行っていききたいと、こういうふうに考えております。デジタル技術の活用は、市民の暮らしを便利で豊かにしていくためのものであり、技術や機械、機器に惑わされることなく、市民に寄り添った取組を行ってまいります。

(2番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 重信議員。

[2番 重信好範君 登壇]

○2番(重信好範君) 長い目でやっぱり高齢者の方々には接して行ってほしいと思いますし、DX技術の普及とシステムの確立が進む中において、今後、市民の皆さんがDXの恩恵を最大限に受けられるよう、環境整備が重要となることから、市行政として、市民の皆さん誰一人取り残されない、情報格差を生まない取組をしていただきたいと思います。デジタル化が市職員や議員各位だけに共有されたのでは何の意味もありません。いかに市民の皆さんへ見える化していくことが必要と考えます。先ほど、市民周知について言われましたので、ここは飛ばさせていただきます。今後とも、市民誰一人取り残さないデジタル技術にしていただきたいと思っております。

そして、次の男女共同参画について、質問に入ってまいります。

三次市男女共同参画の分野においては、施政方針の中で、三次市男女共同参画基本計画に基づき、一人一人が幸せな社会をめざし、互いにその人権や個性を尊重し、責任も分かち合い、それぞれの個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めますと言っておられますが、男女共同参画を推進するに当たり、本市において課題となっているのは何か、その課題を市民の皆さんとともに解決に導くことに当たり、担当課の考え方や具体的な方策についてお伺いします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原地域振興部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 昨年度、三次市男女共同参画基本計画第4次の計画を策定するに当たりまして、令和元年度に実施をした市民アンケートの調査結果や、第3次計画の施策内容の振り返りを行い、課題等について総括を行いました。男女の平等感についてのアンケート調査結果では、家庭生活や職場、地域社会の中など、様々な分野で男性が優遇と感じている人の割合が高く、社会全体においては約7割の人が男性優遇と感じており、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っているといった実態があります。仕事や家庭生活、地域活動の参加

において、固定的な性別での役割分担意識についての社会通念や慣行などは、男女共同参画を推進する上で大きな課題であると考えています。これらの課題に対して、性別に関わらず、市民一人一人が個性と能力を発揮できる社会を実現するために、今後、意識や慣行を変えていくための普及啓発活動に重点的に取り組んでいく必要があると考えています。第4次の計画におきましても、意識啓発に向けた広報、啓発の推進を目標に掲げており、引き続き固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等意識醸成に向けた講演会やセミナーの開催など、様々な男女共同参画推進事業に取り組んでいくよう考えています。

(2番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 重信議員。

[2番 重信好範君 登壇]

○2番(重信好範君) 広報6月号です。令和元年度のアンケート、先ほど部長が言われましたように、男性のほうがまだ優遇されているということで、53.1%ということで、まだまだ意識が、やっぱり男性のほうが優遇されたり、そういう意識があるんだと思います。社会全体においても、平等であると回答した人は13.1%、まだ低うございます。それで、男女共同参画の下、各審議会等に企画、立案する段階で女性の方が出席されているということが努力義務になっていることが最低条件だと思います。まず行政自ら襟を正して、先頭になって男女共同参画推進に取り組むことがあるべき姿ではないでしょうか。本市の役所の女性の管理職の登用率は約30%とお聞きしております。本市の課題でもあります自治連合会等へ女性の役員を登用することも考えながら、そうしないと、市内の企業へは男女共同参画推進は普及しないと考えますが、お考えをお聞かせください。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 政策、方針の立案及び決定過程においては、男女それぞれの考えを十分に反映していくことが重要であると考えています。令和2年4月1日現在の審議会等における女性委員の比率は、三次市が31.1%、広島県の平均が26.7%、全国平均が27.1%です。また、一般行政職における女性管理職比率は、三次市が20.9%であり、係長級以上でいえば34.6%となっています。女性管理職比率の比較としては、広島県の平均が13.8%、全国平均が12.4%となっており、県平均や国平均よりも高い割合となっています。これまでの取組によりまして、少しずつ女性の割合が高くなっていますが、さらなる取組も必要であると考えています。

三次市男女共同参画基本計画の第4次では、令和8年度末までに審議会等の女性委員の割合44%、また女性管理職の割合を25%という指標を掲げており、市は、男女共同参画を推進する牽引者として、女性の参画を全庁的な取組として積極的に推進していく考えです。また、市内の事業者や団体などにおける方針決定過程への女性の参画が進むよう啓発に取り組むとともに、地域社会活動における方針決定過程の場に女性の登用を働きかけるなどの取組も進めていくよ

う考えています。

(2番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 重信議員。

[2番 重信好範君 登壇]

○2番(重信好範君) この問題は、1日で成ることではないので、先日、6月3日の農業新聞の朝刊にはこのような記事が出ておりました。政府は、男女共同参画会議を開き、女性活躍に関する重点方針2021の原案を示しまして、農業分野では、JAの役員や農業委員の女性登用を進めるため、各市町のJAの目標と具体的な取組などを毎年調査、公表する方針を示しました。女性がゼロの農業委員やJAへの働きかけなどを強めていくということも書いてあります。そして、土地改良区の女性の理事、そしてその他商工会、商工会議所の会長など、種別ごとの女性の役員の割合を見える化し、増加に向けて具体的に取組むということが新聞に載っておりました。それで、本市における男女共同参画、女性活躍の現状をどのように分析し、今後克服すべき課題をどのように認識されているのか、御所見をお伺いします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 平成27年の国勢調査では、本市の女性の就業率は68.8%、夫婦ともに就業している世帯の割合は54.9%となっており、国や広島県よりも高くなっています。働くことを望む人が、性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる環境をめざしており、多様な働き方への支援、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいく必要があると考えています。本市はこれまでも、男女がともに協力し合い、仕事と家庭を両立しながら、働くことを希望する市民が安心して働き続けることができるよう、保育や子育て支援、福祉、介護サービス、障害福祉サービス等の環境整備を行うとともに、女性活躍推進プラットフォーム「アシスタ1 a b.」では、女性の柔軟で多様な働き方を応援する各種事業に取り組んできました。

一方で、企業等への各種制度の周知、また雇用環境の整備等は十分とは言えず、さらに取組を進めていく必要があると考えています。職場における女性活躍推進法や育児休業制度の定着、促進に向けた各種制度の周知を図り、男女の均等な機会及び待遇が確保されるように努めるとともに、引き続き環境づくりに努め、女性の就労、起業等の支援を図っていきます。

男女共同参画社会の実現、女性の活躍には、家庭、学校、職場、地域など、あらゆる場における男女共同参画に対する理解の浸透が必要であり、男女平等意識の醸成に向けて、市、市民、事業者がそれぞれの役割を担いながら、協働して取り組んでいく必要があると考えています。

(2番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 重信議員。

[2番 重信好範君 登壇]

○2番(重信好範君) 我々、私自身も含め、市民の意識が変わらなければいけないんだと思いますし、広報の中にも、先ほど部長が言われましたようにそれぞれの役割、市と市民と事業者な

ど、三方よしが、やっぱり1つになっていかなければ、男女共同参画推進にならないんだろうと思います。くしくも6月23日から29日まで男女共同参画週間でございます。令和3年度のキャッチフレーズが「女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ。」というキャッチフレーズがついております。長い目で見て、私は、毎日が男女共同参画週間と思っております。男女共同参画社会実現に向けて、常日頃から、具体的に何をどのように推進していくのかを考えて、日常業務に励んでいただくことを望み、次の質問に入ります。

大項目2つ目の地域おこし協力隊員の現状と課題についてでございます。

まず、制度の概要ですが、地域おこし協力隊は、平成21年度、総務省が制度化したもので、約12年がたとうとしております。都市地域から過疎地域などに、条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊として委託、隊員は一定期間地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援など、地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組とされています。

この間、本市が取り組んだ地域おこし協力隊員の事業を振り返る中で質問いたします。本市の募集要項の中にも、新たな発想、能力を生かし交流人口を拡大、人が集い、活気あふれる三次を実現するために、原動力となる協力隊員を募集するとうたっております。本市には現在、7名の隊員が農業分野等で活動されていますが、まず、この7名の隊員の方々がどのような活動をされているのか、具体的に御所見をお伺いします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求め)

○議長(新家良和君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 現在、本市では7人の地域おこし協力隊を委嘱しております。

1名は農業支援としてトレッタで活動しながら、生産者の方の農地へ赴き、栽培技術等も学んでいます。また、5名はJAアグリ三次の農業研修生として活動しており、本市の主要振興作物であるハウレンソウ、アスパラガス、ブドウの栽培技術や営農基礎等を2年間で学び、研修後は市内での独立就農をめざしています。また、もう1人は甲奴町を拠点として、国際交流を始めとした地域の賑わいづくりに関わる活動をしています。

(2番 重信好範君、挙手して発言を求め)

○議長(新家良和君) 重信議員。

[2番 重信好範君 登壇]

○2番(重信好範君) モニターをお願いします。総務省の出典から出しております。先ほどの部長答弁より、7名の活動内容は理解いたしました。現在、この制度によりまして、本市にとって成果と課題、三方よしの取組から、隊員にとって、地域にとって、行政にとって、3つの視点から御所見をお伺いします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求め)

○議長(新家良和君) 中原部長。

〔地域振興部長 中原みどり君 登壇〕

○地域振興部長（中原みどり君） 本制度の成果と課題についてということですが、この制度は国の地方創生の取組の1つであり、都市地域から過疎地域等へ生活の拠点を移した者を、地方公共団体が地域おこし協力隊として委嘱し、一定期間、地域おこしの支援や農林水産業への従事などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組です。

隊員自身においては、自分が持っている能力や資格を地域のために生かすことができ、地域や行政の支援を受けながら活躍していただいております。地域においては、地域外から協力隊として若者が入ってくることにより、今まで地域になかった新しいアイデアや提案などを基に、一緒に模索をしていくことで、地域の賑わいや担い手の育成につながっていると考えています。また、行政にとりましても、定住人口を始め、関係人口やつながり人口の拡大を図ることができ、地域の元気づくりにつながると考えています。

課題としましては、活動のマッチングや、隊員が地域の中にスムーズに入れるような受入れ支援が重要であると考えております。地域と隊員自身がやりたいこと、また思いを共有するためのマッチングを図りながら、協力隊の任期後の定住につながるよう積極的に支援をしていきたいと考えています。

（2番 重信好範君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 重信議員。

〔2番 重信好範君 登壇〕

○2番（重信好範君） OB隊員から話を聞いたんですけども、三方よしのこの制度が、行政サイドのベースで三方よしになっていないのでしょうか。具体的に隊員と担当課のコミュニケーションができているのか、先ほどありましたように、受入れ地域の意見が反映されているのか、何かと気をかけてあげることが行政のあるべき姿ではないのでしょうか。

また、OB、OG隊員との意見交換会や交流会を提案しますが、併せて御所見をお伺いします。

（地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 中原部長。

〔地域振興部長 中原みどり君 登壇〕

○地域振興部長（中原みどり君） 地域おこし協力隊員と担当課とは、月に1回程度、活動内容やふだんの生活状況や近況について話を聞きながらコミュニケーションを図っています。また、農業研修生については、それぞれの研修の進捗具合の把握、経営や独立就農する際の農地の確保など、今後の展開について話し合う場をその都度設けており、隊員を支援しています。地域で生活する隊員が地域活動を行う中で、地域に根差した生活基盤を築いていくことも大切です。市としましては、隊員の任期後の定住を視野に、隊員の思いや将来展望を共有し、実現に向けて支援をしていきたいと考えています。

また、御提案を頂きましたOB隊員との意見交換会や交流会につきましても、本市に定住をしておられるOBやOG隊員に企画の段階から関わっていただいで、取組を前向きに検討して

いきたいと考えています。

(2番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 重信議員。

[2番 重信好範君 登壇]

○2番(重信好範君) 先ほど、提案の部分はOBの方の依頼でもありましたので、よろしくお願
いします。

この制度は、人口を増やすことにとどまらず、農業分野など、各分野に活力を与えるものと
考えます。コロナ禍以前は、年2回の報告会を通じ、成果を発表する機会もございました。今
後の報告会の在り方、そして広報みよし5月号には新人2名の紹介が載っておりました。そし
て、市民周知について、併せて御所見をお伺いします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、2回の活動報
告会を中止した経過があります。現在のコロナ禍の影響を受けて行動が制限をされる中、協力
隊の活動内容や新規隊員の紹介を広報みよしで周知させていただいております。さらに、昨年
度は市役所ほっとニュースに隊員が出演をし、実際の農場で活動する様子を放送するなど、地
域おこし協力隊を知っていただくための情報発信に努めているところです。なお、これまでの
活動報告会は会場開催でありましたが、ピオネット等でお知らせすることにより、広く周知が
図られたと考えています。

また、定住促進を図る情報発信を強化するため、昨年12月に移住定住ポータルサイトを開設
しております。今年度は、このポータルサイトを活用して、協力隊の活動などの情報発信をし
ていくことも検討しています。

(2番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 重信議員。

[2番 重信好範君 登壇]

○2番(重信好範君) コロナ禍なので、なかなか報告会ができないと思います。ちょっと工夫を
されて、また報告をしていただきたいと思います。

そして、全国的に取組隊員数、自治体とも増加する中で、任期を終了後も約6割の方が同じ
地域、もしくはその近隣地域に定住しているデータもあります。また、定住者の約9割が起業、
就業、就農しているデータもあり、大変有効な取組と考えております。そこで、広島県内では、
本年4月1日現在、17市町が取り組んでいる状況で、男性47名、女性21名が活動されています。
本市としては、今後、隊員の増員など、お考えがあるのか、御所見をお伺いします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長（中原みどり君） 定住促進策の一環として、地域おこし協力隊制度の運用は有効であると考えており、そのため、地域課題と地域の支援体制、任期後の定住のための展望を把握し、市として、地域おこし協力隊制度が効果的であると考えられる取組について検討していきたいと考えており、人数の枠を特に設けているというわけではありません。

（2番 重信好範君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 重信議員。

〔2番 重信好範君 登壇〕

○2番（重信好範君） コロナ禍で、他県から若い人がこちらに移住とか研修になかなか来られない状況ですので、できれば、この7名だけでは、将来のことも考えて、隊員の増員をお願いしたいと思います。そして、全国で任期を終えた6,525名の隊員の定住率は63%で、4,114名が定住されています。本県広島県、これまで103名が任期を終え、67名が定住し、率にして65%です。三次市においては、この制度を採用して、何名が任期を終え、何名が本市へ移住されているのか、そこから見える課題等について御所見をお伺いします。

また、3年前に創設されました三次市地域おこし協力隊員起業支援補助金制度を活用して定住につながっているのか、併せて御所見をお伺いします。

（地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 中原部長。

〔地域振興部長 中原みどり君 登壇〕

○地域振興部長（中原みどり君） 令和2年度末までに任期を終えた隊員は18人、そのうち9人が本市に定住しており、定住率は50%です。定住につながらなかった理由は、自分の希望と活動とが合わなかった場合もあり、事前のマッチングが重要であると考えているところです。

本市では、任期終了後に活用できる起業支援補助金制度があり、制度開始となった平成30年度時点で活動していた隊員以降が対象となっていますが、対象者のうち、定住者が9人であり、そのうち5人がこの補助制度を利用され、利用率56%となっています。地域づくり、ジビエの販売、就農などで起業されており、地域活動もされながら、地域に根差した定住につながっていると考えています。

（2番 重信好範君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 重信議員。

〔2番 重信好範君 登壇〕

○2番（重信好範君） 50%ということは、半分は定住していただいているということと、補助金も利用して頑張っていただいとということが分かりました。今後のことを考えると、今、まさに曲がり角に来ているんだろうと思います。コロナ禍も邪魔して、人材が集まらないこともありますので、地域おこし協力隊は常に募集をかけていくことを望み、次の質問に入ります。

大項目3つ目の学校と地域の連携について質問に入ります。先ほど同僚議員からもありましたが、コミュニティ・スクールのこともちょっと出てきますので、よろしくお願ひします。

去る4月23日、市議会全員協議会において、コミュニティ・スクール導入に当たっての説明

がありました。コミュニティ・スクールの概要については、先ほど同僚議員が言われたので、私はそこを飛ばしまして、国、文科省は、令和4年度までに全ての公立学校へコミュニティ・スクールを導入することを目標にしていますが、コミュニティ・スクールのことを質問する前に、まずは、現行設置してある学校評議員制度や学校関係者評価委員制度で、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりに、地域の皆さんは学校と連携して取り組んでおられます。これまでの取組と併せて、現行の学校評議員制度とコミュニティ・スクール導入の違いの御所見をお伺いします。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐教育次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 学校関係者評価や学校評議員制度は、校長の求めに応じて、保護者や地域住民等から意見をもらう仕組みでありまして、保護者や地域の皆さんなどの意向を反映し、その協力を得るとともに、学校として説明責任を果たすことが目的であります。コミュニティ・スクールでは、学校運営協議会の委員の方が当事者意識を持ち、地域でどのような子供を育てていくのか、子供たちがどのような課題を抱えているのか、そのために何を実現していくのかという、育てたい子供像や学校運営のビジョンを学校と共有し、役割分担をして、連携や協働による取組を行うものです。地域住民の皆さんが当事者として学校運営に関わってくださることで、地域とともにある学校づくりや、課題解決に向けた取組を効果的に進めていきたいというふうに考えています。

(2番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 重信議員。

[2番 重信好範君 登壇]

○2番(重信好範君) 私自身も、微力ではあったんですけども、PTAの関係もあつたのでしょ、評価委員をさせてもらったことがあります。三和中学校区のことを少し御紹介いたしますが、どこの地域も同じことと思います。三和地区においても、地域の皆さんが児童生徒に対して、地域の先生と私は思っています。例えば農業の先生、酪農の先生、スポーツの先生、野球、サッカー、山の先生、樹木医の先生、お習字や音楽、ピアノの先生、そして英語、お花、芝居の先生と、三和中学校区においては、地域の皆さんがそれぞれの得意分野で児童生徒と関わっておられます。また、JAさんが小学校生徒の農業体験、中学2年生が町内の企業へ約1週間職場体験をし、よりよい成果を上げているとお聞きしております。これこそが、地域と学校がつながっているあるべき姿ではないでしょうか、御所見をお伺いします。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 議員の言われるように、今御紹介いただいた事例は、まさに学校と地域がつながっている姿であるというふうに考えます。他の学校区においても、これまでもたく

さんの地域の皆さんが、それぞれの得意分野で児童生徒に関わってきてくださいました。教職員、地域住民といった枠を超えて、多くの大人が、それぞれの専門性や地域の力を生かしながら子供の成長に関わることで、未来を担う地域の子供を育てていくことができるというふうに考えております。これまでの取組を継続させ、コミュニティ・スクールを導入し、地域住民の皆さんが当事者として学校運営に関わってくださることで、学校と地域とのつながりをさらに充実させ、未来へつなげていきたいというふうに考えております。

(2番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 重信議員。

[2番 重信好範君 登壇]

○2番(重信好範君) 今、次長が言われました、未来に続けていきます、未来は今も続いているわけで、現行設置してある学校評価委員制度で、学校と地域はつながっていると私は思っています。わざわざコミュニティ・スクールを導入する必要はないと考えます。学校と地域がつながっている事例として、これは三和小学校、6年前の当時の6年生が総合学習を活用して劇「千鶴」、鶴の恩返しです。地域のお芝居の先生の御指導の下、約半年間練習をし、秋の学習発表会で演じました。当時の6年生は現在高校3年生に成長しておりますが、当時のことを男子高校生が思い出して、語ってくれました。「地元にお芝居の先生がいること自体知らなかった。熱心に御指導いただき、皆さんを感動させる劇になりましたし、せりふや演技がなかなか覚えられなく、クラスメートやお芝居の先生に迷惑をかけました」と昨日話してくれました。「今でも、このお芝居の先生には感謝感謝で、感謝しかありません」と、高校生、大きく成長しております、素直に当時のことを思い出してくれました。この報告は、先ほどのお芝居の先生と、そして高校生の了解をもって、ここで発言させていただいております。

そして、本市の小・中学校長の考えは、本当にコミュニティ・スクールを導入したいと思っているのでしょうか。学校長、校長会等でどのような意見が出たのか、御所見をお伺いします。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 各学校では、これまでも地域や保護者との連携をしっかりと行ってきており、校長会では、コミュニティ・スクールを導入することについて、否定的な意見は出ておりません。校長の面談においても、どのように学校運営協議会を立ち上げるか、誰に委員をお願いするかなど、前向きな議論を行っているところであります。市教育委員会として、中学校区の合同研修会で今後の見通しを説明しながら、スムーズにコミュニティ・スクールの導入が進むように支援していきたいというふうに考えております。

(2番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 重信議員。

[2番 重信好範君 登壇]

○2番(重信好範君) コミュニティ・スクールは、新たに学校側や地域の負担を増やすことにな

らんでしょうか。そこに、主役である児童生徒の顔が見えてきません。本市は今年度、モデル校、三次中学校区を指定されていますが、昨年度、調査研究されてみて、どのような効果や課題が見えたのか、御所見をお伺いしますし、また、どのような理由で三次中学校区をモデル校に指定されたのか、併せて御所見をお伺いします。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 令和2年度末、モデル校として三次中学校区を指定し、令和4年度からコミュニティ・スクールとして運営できるよう準備をしているところであります。今年度1年間かけて、学校運営協議会の設置に向けた準備委員会を開催し、令和4年2月を目標に学校運営協議会の発足を計画しております。昨年度、市教育委員会において、先進的に取り組んでおられる府中市教育委員会のコミュニティ・スクールの推進委員や学校運営協議会長を招いて研修会を行ったり、先進校視察を行いながら準備を進めているところであります。導入するには焦らず丁寧に進めたほうがよいか、委員の人はより丁寧に行うことなどというアドバイスを頂いたところであります。

三次中学校区は、平成30年度から、学校、保護者、関係機関、地域関係者の全てがつながり教育支援を行います地域支援懇話会を立ち上げておられ、学校運営協議会の素地ができておるものというふうに考えております。地域の方々と学校とが課題を共有し合い、様々な取組を進めてこられた経緯もありますので、学校運営協議会を発足させやすい環境が整っていると判断をして、モデル地域として指定をしたところであります。

(2番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 重信議員。

[2番 重信好範君 登壇]

○2番(重信好範君) 三次中学校、児童生徒が多いところは私もよく分かるんですが、三和のように小規模校のところも、やはり今後課題も出てくるんだと思いますし、1人の住民の方が3つ、4つも役職をお持ちの方も多ございます。コミュニティ・スクールを導入することによって、学校側の負担感や、地域が学校運営に関与することで警戒感や、教職員の任用に意見できる不安感があるのではないのでしょうか。本市の小・中学校長の御意見など、市教委の御所見をお伺いします。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 学校運営協議会が軌道に乗るまでは、組織づくりでありますとか、協議会の開催に関する事務に加え、保護者や地域住民などの理解促進等を行うため、そういった必要があるために、一定程度の労力は必要となります。協議会が実働すれば、学校評議員や学校関係者評価に関する機能を協議会の仕組みに組み込むことができます。会議等を減らすこと

も可能であります。また、災害や想定外の事態が起きても、改めて会議を立ち上げることがなくなつたという事例などが文部科学省に多く報告されているというふうにも伺っております。学校が地域住民や様々な組織とつながり、学校の理解者が増えることで、学校運営が実現しやすくなると考えます。学校運営協議会が、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べることができるということについて、校長から不安な声は聞いておりません。不安を感じる職員がいないように、丁寧に理解を図りながら、コミュニティ・スクールの導入を進めていきたいというふうに考えます。

(2番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 重信議員。

[2番 重信好範君 登壇]

○2番(重信好範君) 本市の子供たちは将来の宝でございます。学校を核とした地域づくりをするに当たり、地域の実情、児童生徒数の実情を踏まえた学校づくりは必要不可欠と考えます。やはりコミュニティ・スクールは慎重に慎重に慎重に導入すべきと考えますが、この項目、最後の質問といたします。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

[教育次長 甲斐和彦君 登壇]

○教育次長(甲斐和彦君) 議員が言われるとおり、地域の実態や児童生徒数の減少など、様々な実情を踏まえながら、地域とともにある学校づくりを進めていくことは大切だというふうに認識をしています。地域と学校が同じ目標に向かって、地域とともにある学校づくりをめざすよう、コミュニティ・スクールの導入を進めてまいりたいというふうに考えます。今年度は三次中学校区で導入の準備を進めていますので、その状況や課題などを他の中学校区へ紹介しながら、令和4年度以降の導入に向けて、丁寧に準備を進めていきたいというふうに考えます。

(2番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 重信議員。

[2番 重信好範君 登壇]

○2番(重信好範君) 三次中学校区で成功したからといって、他の学校で成功するという保証はございません。特に丁寧に、主役は子供、生徒でございます。どうかよろしく申し上げます。

そして、大項目4つ目の最後の質問に入ります。本年4月25日、投開票されました参議院広島県選出議員再選挙について御質問いたします。

まず、投票率についてですが、県全体で33.61%で、本市では42.0%でした。また、10代の投票行動については、現在調査中とお聞きしております。私の思う投票率の低下の原因は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い啓発運動が制限されるなど、政治と金の問題で関心が低調なまま投票日を迎えた感がありました。今回の投票率の低下の原因をどのように分析し、また年代ごとの投票率など、デジタル化によってスピーディーに発表できないでしょうか、御所見をお伺いします。

(監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 影山選挙管理委員会事務局長。

[監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君 登壇]

○監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長(影山敬二君) 参議院広島県選出議員の再選挙におきまして、投票率が低かったと、そのことの主な要因としましては、有権者の関心が低調であったことに加えまして、新型コロナウイルス感染症予防のために外出を控えられたことなどが重なったものと考えております。しかしながら、参考までに言いますと、県内14市を比較してみますと、庄原市の46.94%に次いで、本市は2番目に高い投票率でありました。

(2番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 重信議員。

[2番 重信好範君 登壇]

○2番(重信好範君) 庄原市が投票率が高かったのは、市議選挙と市長選挙があまり間がなかったというところも分析いたします。

そして、平成29年度に、投票所の再編により、95か所から78か所になっております。また、昨年11月24日の市議会全員協議会において、選挙時の巡回バス運行の終了について、地元説明の結果をお示しいただいたことは記憶に新しいことです。同僚議員からの過去の質問や1年前の私自身の質問で、選挙管理委員会の答弁から、投票率が低下した地域への出前講座、若者世代へのポケットマニュアルなどや年代ごとの分析、検証をすると御答弁されております。

また、昨年の市議会議員一般選挙から導入されました県内初の試みの巡回式期日前投票が、今回の選挙ではどのような効果があったのでしょうか。

併せて、選挙管理委員会として、投票率を上げる前向きな対応の御所見をお伺いします。

(監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 影山事務局長。

[監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君 登壇]

○監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長(影山敬二君) 参議院広島県選出議員再選挙におきましても、4月20日から23日の4日間、市内7か所で日時限定の巡回期日前投票所を開設いたしました。7か所合計の投票者は103人で、これは、昨年の市議会議員選挙での投票者127人を下回りましたが、今回の選挙の投票率が全体的に低かったことを考慮しますと、高齢者を中心に一定の利用ニーズはあったものと考えております。選挙管理委員会としましては、巡回期日前投票所の開設を通じまして高齢者等の投票支援を行うことが投票率の向上につながるものと考えており、引き続きその効果を検証していく必要があると考えております。

(2番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 重信議員。

[2番 重信好範君 登壇]

○2番(重信好範君) 昨年の市議選挙から導入されました巡回式期日前投票所は、一定の効果が出たものと評価します。そして、今回も、人数的にも、投票率が低い中でのこれだけの人数で

ございますので、評価したいと思います。今後の選挙も巡回式投票所の導入はお考えがあるのか、また、以前から提案しております大型ショッピングセンターでの期日前投票所は設けられないのか、併せて御所見をお伺いします。

(監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 影山事務局長。

[監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君 登壇]

○監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長(影山敬二君) 投票率の向上及び高齢者等の投票支援を目的としまして、広島県内では唯一本市だけが実施しています巡回期日前投票所につきましては、過去2回実施をしております。利用者の方から利便性を評価する声も頂いているところであります。今後も一定のニーズが見込まれることから、次の選挙でも引き続き実施していきたいと考えております。

また、大型ショッピングセンターでの期日前投票につきましても、巡回期日前投票所の効果を検証しながら、限られた予算、人員の中で、今後どのような取組がよいのかを考えていく中で、投票率向上の取組の1つとして総合的に検討していきます。

(2番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 重信議員。

[2番 重信好範君 登壇]

○2番(重信好範君) それでは、次の質問に入ります。郵便投票について御質問いたします。

郵便投票についても、平成22年より先輩議員や1年前の私が質問している案件でございます。現在、身体障害者手帳と介護保険の被保険者証、要介護5の方が合わせて約1,200人おられます。今回の再選挙において、郵便等投票証明書を発行された方が何人で、何人の方が投票に行かれていますでしょうか、御所見をお伺いします。

(監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 影山事務局長。

[監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君 登壇]

○監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長(影山敬二君) 郵便等による不在者投票は、議員おっしゃいましたように、身体の障害等のために投票所へ行って投票することができない方に、自宅等で投票の記載をし、郵便等を利用して投票を行う制度です。この制度を利用されている方は、証明書が必要になります。事前に選挙管理委員会で手続をしていただく必要があります。4月の参議院広島県選出議員再選挙での郵便等投票証明書発行者数は6人で、投票された方は2人でありました。

(2番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 重信議員。

[2番 重信好範君 登壇]

○2番(重信好範君) 昨年の市議選挙が、5人発行されて4人投票されたという報告が去年、答弁がありまして、6人発行されて2名ということは、ちょっと残念な結果としか言えません。

やはり郵便投票という制度自体が周知されていないこと、広報の仕方に問題があると思いますが、御所見をお伺いします。

(監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 影山事務局長。

[監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君 登壇]

○監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長(影山敬二君) 郵便等による不在者投票制度の広報につきましては、広報みよし、ホームページへの掲載及びケーブルテレビを通じまして制度を周知してまいりましたが、ここ5年間を見ましても、制度の利用者は10人未満の状態が続いておりまして、依然として少ないものと認識しております。今後もより効果的な周知を実施し、当事者や御家族にこの制度を知っていただくよう努めていきます。

(2番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 重信議員。

[2番 重信好範君 登壇]

○2番(重信好範君) 広報みよしとかケーブルテレビ等で御案内されとるのもよく承知しとるんですが、郵便投票ができるということはホームページにも載っていますし、やはり貴重な1票を行使するわけですから、十分積極的に周知徹底をしてもらいたいと思いますし、解決策としては、民生委員の方々、ケアマネジャーの方々の御協力も得て、対象者の方々へ周知していく、また御家族の方へ周知していくことも考えられますが、御所見をお伺いします。

(監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 影山事務局長。

[監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君 登壇]

○監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長(影山敬二君) 郵便等による不在者投票の周知の方法としましては、当事者やその御家族と日常的に接する機会の多い、例えば民生委員さんでありますとかケアマネジャーさん、そういった方の御協力を得て制度の周知を行うことは、有効な手段の1つと考えております。このことから、昨年度は民生委員の理事会、あるいは包括支援センター開催の研修会へ出向きまして、民生委員やケアマネジャーへ郵便投票の制度の説明、紹介を行いまして、制度の周知を行ったところであります。そのほか、制度の概要をまとめた啓発チラシを作成し、障害者支援センターを通じて障害者当事者や御家族へ配布をしていただいたり、介護保険サービス事業者への送付も行ったところであります。今後も、郵便等による不在者投票の制度周知については、広報みよしやホームページ、ケーブルテレビでの広報と併せまして、関係機関を通じて当事者等へ個別に情報提供するなど、様々な機会を通じて粘り強く周知をしていきたいと考えております。

(2番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 重信議員。

[2番 重信好範君 登壇]

○2番(重信好範君) あらゆる手段を使って郵便等証明書を発行して、投票率も上がらないと、

三次市自体の投票率も上がらないだろうと思いますし、そして御努力をお願いしたいと思います。

この項目最後の質問にいたします。選挙管理委員会として、投票率が上がろうが下がろうが関係ない意識が働いていないでしょうか。次に控えている衆議院選挙、県知事選挙、ひいては来年夏の参議院通常選挙に向けて、投票率を上げる意識改革の意気込みを最後にお伺いします。

(監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 影山事務局長。

[監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長 影山敬二君 登壇]

○監査事務局長(兼)選挙管理委員会事務局長(影山敬二君) 投票率を上げるというのは非常に大きな課題でありまして、選挙管理委員会だけの取組で改善するものではありません。有権者、立候補者、政治家、そして国、地方公共団体など、選挙に関わるあらゆる人の努力が必要と考えます。選挙は民主主義の根幹をなす大切なものであり、有権者の皆さんが政治に参加する非常に重要な機会です。その投票率の向上は大きな課題であり、今後も三次市明るい選挙推進協議会と連携を図り、選挙啓発活動を行っていきます。特に若い世代の投票率向上は全国的な課題となっており、本市におきましても、新有権者への選挙啓発冊子の送付や学校への出前講座など、若い世代への主権者教育や啓発を通じまして、選挙への参加意識を高める取組を継続して実施していきます。また、高齢者等への投票支援を行うための巡回期日前投票所も引き続き実施してまいります。

選挙管理委員会としましては、公正公平な選挙事務の遂行とともに、一人でも多くの方に投票していただけるよう、誰もが投票しやすい環境をめざし、投票率の向上につながるよう努めてまいります。

(2番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 重信議員。

[2番 重信好範君 登壇]

○2番(重信好範君) やはり今、本市で取り組んでいる県内初の試みであります巡回式投票所、これは続けていってもらいたいと思うし、いいところはいいところでたくさんあるので、ただ、若者世代に対してどのように投票率を上げていくかというのも本市の課題であろうと思います。

これで私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長(新家良和君) 本日の一般質問はこれまでとし、残りの質問は明日行いたいと思います。お諮りいたします。

本日の会議はこれまでとし、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

明日も会議は9時30分に開会いたします。

本日は大変御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

— 延会 午後 4時17分 —

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年6月21日

三次市議会議長 新家良和

会議録署名議員 新田真一

会議録署名議員 藤岡一弘